

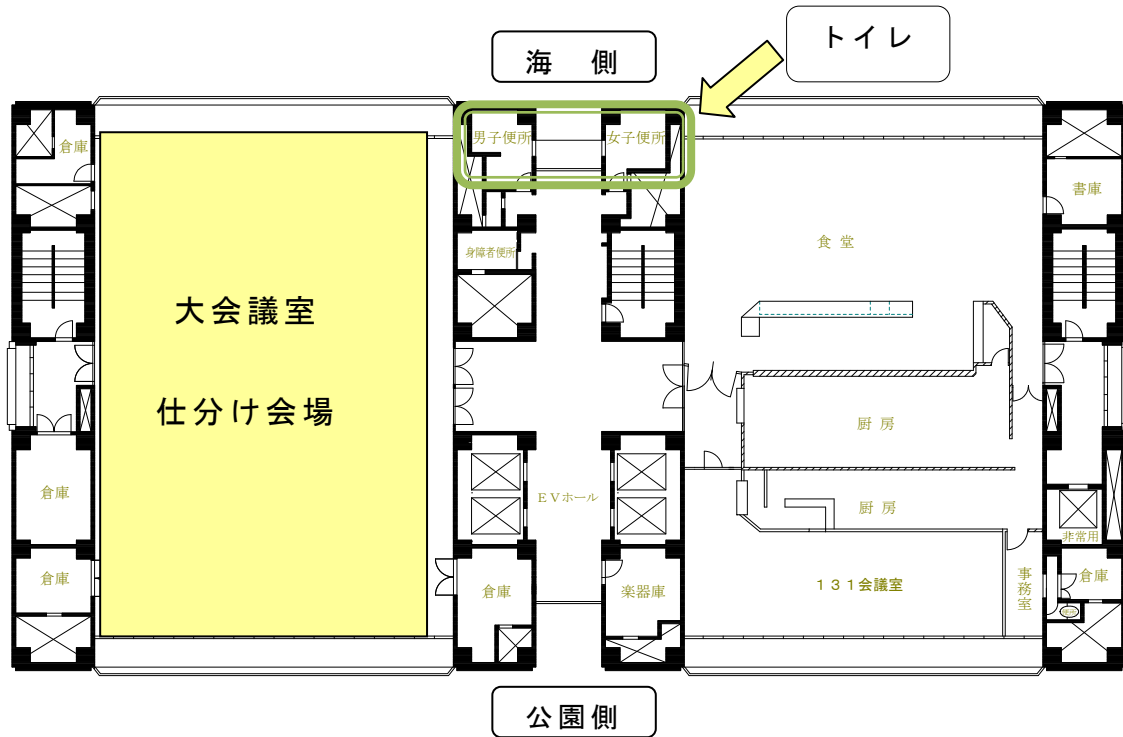
# 平成21年度 高松市事業仕分け

日 時 平成21年10月12日（月・体育の日）  
9：30～17：00 （受付9：00～）

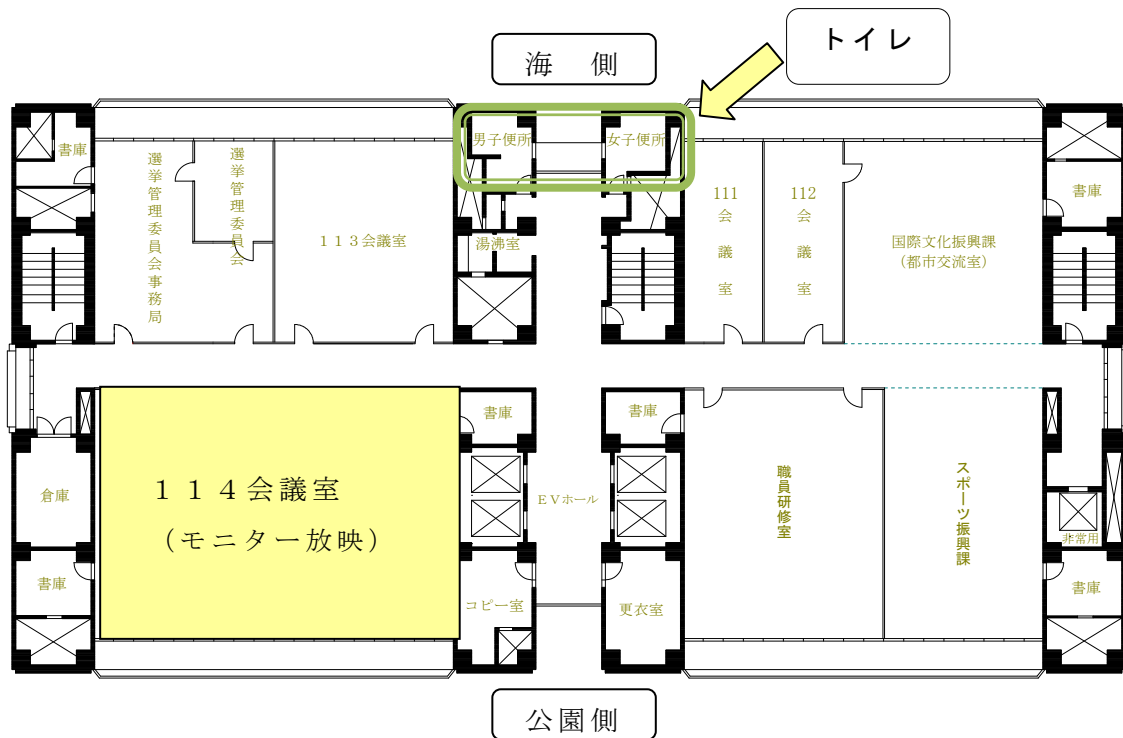
会 場 高松市役所 （高松市番町一丁目8番15号）  
13階 大会議室 （受付・会場）  
11階 114会議室（モニター放映会場）

高松市総務部人事課行政改革推進室

会場案内 (トイレのご利用は、13階、11階、1階でお願いします)



13階平面図



11階平面図

## 傍聴される皆様へ

本日は、お越しいただきありがとうございます。

### 注 意 事 項

- ・ 傍聴はお静かにお願いします。会場の入退場、傍聴席での座席の移動は自由ですが、事業仕分け作業中は、できるだけ控えてください。
- ・ 事業仕分けに際して、傍聴の皆様からのご意見等は、一切受け付けられませんのでご了承ください。また、発言や拍手などにより、公然と意見を表明しないでください。
- ・ 会場内では、飲食や喫煙はご遠慮ください。  
(喫煙は、1階の喫煙室でお願いします)
- ・ トイレのご利用は、13階、11階、1階でお願いします。
- ・ 携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りください。
- ・ メモ・写真撮影は構いませんが、事業仕分け作業の妨げとにならないようお願いします。  
ビデオ撮影については、受付で許可を受け、指定された場所で行ってください。
- ・ その他、会場の秩序を乱し、または、事業仕分け作業の支障となるような行為をしないでください。注意事項を守らない方は、ご退場いただくことがあります。

※ 事業仕分け結果が、本市の最終判断ではありませんのでご留意ください。

仕分けでの議論や仕分け結果は、今後の事務事業の見直しの際の参考とするものです。

## 事業仕分けスケジュール

※ 仕分け作業の進捗により、時間が前後することがあります。

予定時間	事業 No.	事業名等	担当部局
9:00 ~	—	受付開始 高松市役所13階大会議室	—
9:30 ~ 9:55	—	開会 市長あいさつ 概要説明	—
10:00 ~ 10:30	1	塩江ケーブルテレビ事業	総務部
10:35 ~ 11:05	2	たかまつマイロード事業	都市整備部
11:10 ~ 11:40	3	未納水道料金等回収事業	水道局
11:45 ~ 12:15	4	水質検査業務	環境部
12:15 ~ 13:00	—	昼食休憩	—
13:00 ~ 13:30	5	高松市勤労者福祉共済事業	産業経済部
13:35 ~ 14:05	6	応急手当普及啓発活動事業	消防局
14:10 ~ 14:40	7	生涯学習推進事業	教育部
14:40 ~ 14:50	—	休憩	—
14:50 ~ 15:20	8	塩江病院患者輸送バス運行事業	病院部
15:25 ~ 15:55	9	高松市民健康まつり	健康福祉部
16:00 ~ 16:30	10	高松市ボランティア・市民活動センター 管理運営業務委託事業	市民政策部
16:30 ~ 16:40	—	休憩	—
16:40 ~ 17:00	—	仕分け結果発表 講評 閉会	—

## 仕 分 け 人

役割分担		氏 名	所 属 等
コーディネーター	全事業	荒井 英明	厚木市 こども未来部こども育成課 課長
構 想 日 本 人 仕 分 け	全事業	川竹 大輔	元高知県安芸市助役
		小瀬村 寿美子	厚木市 協働安全部人権男女参画課 課長
		西田 隆司	民間企業
		福嶋 浩彦	中央学院大学教授, 前我孫子市長
		南 学	横浜市立大学 エクステンションセンター長
高 松 市 市 民 評 価 者  (高松市行財政改革 推進委員会委員)	事業No. 3, 4	小野 美津子	高松市婦人団体連絡協議会 副会長
	事業No. 1, 2	葛西 優子	高松市PTA連絡協議会 副会長
	事業No. 1, 2 5, 6	木村 大三郎	香川経済同友会特別幹事
	事業No. 3, 4 5, 6	佐藤 博美	高松市コミュニティ協議会 連合会事務局長
	事業No. 9, 10	谷本 義隆	高松商工会議所専務理事
	事業No. 7, 8	松前 龍宗	市民公募委員
	事業No. 7, 8	村川 幸恵	市民公募委員
	事業No. 9, 10	吉井 幸子	社会保険労務士・行政書士

## 事業仕分けの概要

市民サービスの質の向上や業務の一層の効率化に向け、市民の目線で事務事業の見直しを積極的に行っていくため、公開の場において、外部の客観的な視点から、見直しの方向性について議論する「事業仕分け」を、次期行財政改革計画の取組としている「業務の総点検」の一環として実施します。

事業仕分けの成果を踏まえ、その考え方や手法を参考に、本市が担うべき役割の明確化や、事業の廃止・改善による経費削減、事業内容の向上など、次期行財政改革計画の策定に、鋭意、取り組むとともに、職員の意識改革や、市政の情報公開の徹底、市民への説明責任の全うなどを一層推進します。

### <仕分け対象事業>

全事務事業のうち、本市の裁量が限定されている法定事務などを除き、市民・NPOと関わりのあるもの、市民協働の可能性が大きいなど、市民や外部の視点で見直しの方向性を議論することが有意義と考えられる事務事業から10事業を選定しました。

### <実施方法>

自治体の事業仕分けに実績とノウハウを有する「構想日本」(※1)の協力を得て、実施します。

#### (1) 仕分け人等の構成

コーディネーター：構想日本事業仕分けチーム 1名  
仕分け人：構想日本事業仕分けチーム 5名  
高松市民評価者：2名(高松市行財政改革推進委員会委員)(※2)

#### (2) 仕分け作業

1事業当たりの所要時間を30分程度として、次の手順で仕分けを行います。

- ① 本市事業担当者による事業概要説明(5分程度)
- ② 仕分け人による質疑応答・議論(20分程度)
- ③ 仕分け人による仕分け判定とコメント(5分程度)

#### (3) 仕分け区分

次のA～Fの6区分で仕分けを行います。

A 不要(廃止), B 民営化, C 国・県実施, D 市実施(民間活用拡大・市民等との協働化), E 市実施(要改善), F 市実施(現行どおり)

#### (4) 仕分け結果

仕分け人の最多数を占めた区分を、仕分け結果とします。

ただし、最多数が同数の場合は、コーディネーターが最終決定します。

※ 事業仕分け結果が、直ちに市の方針とするものではありません。

仕分けでの議論や仕分け結果は、今後の事務事業の見直しの際の参考とするものです。

※1 「構想日本」：非営利団体(NPO)の政策シンクタンク(代表：加藤秀樹氏)

行財政改革などについて、これまでに様々な提案を行うとともに、提案した政策の実現に向けた実践活動に取り組んでいる。

事業仕分け実績：横浜市・浜松市・新潟市・三重県など37自治体(52回)および文部科学省・環境省など国の6省で実施(2009年10月3日現在)

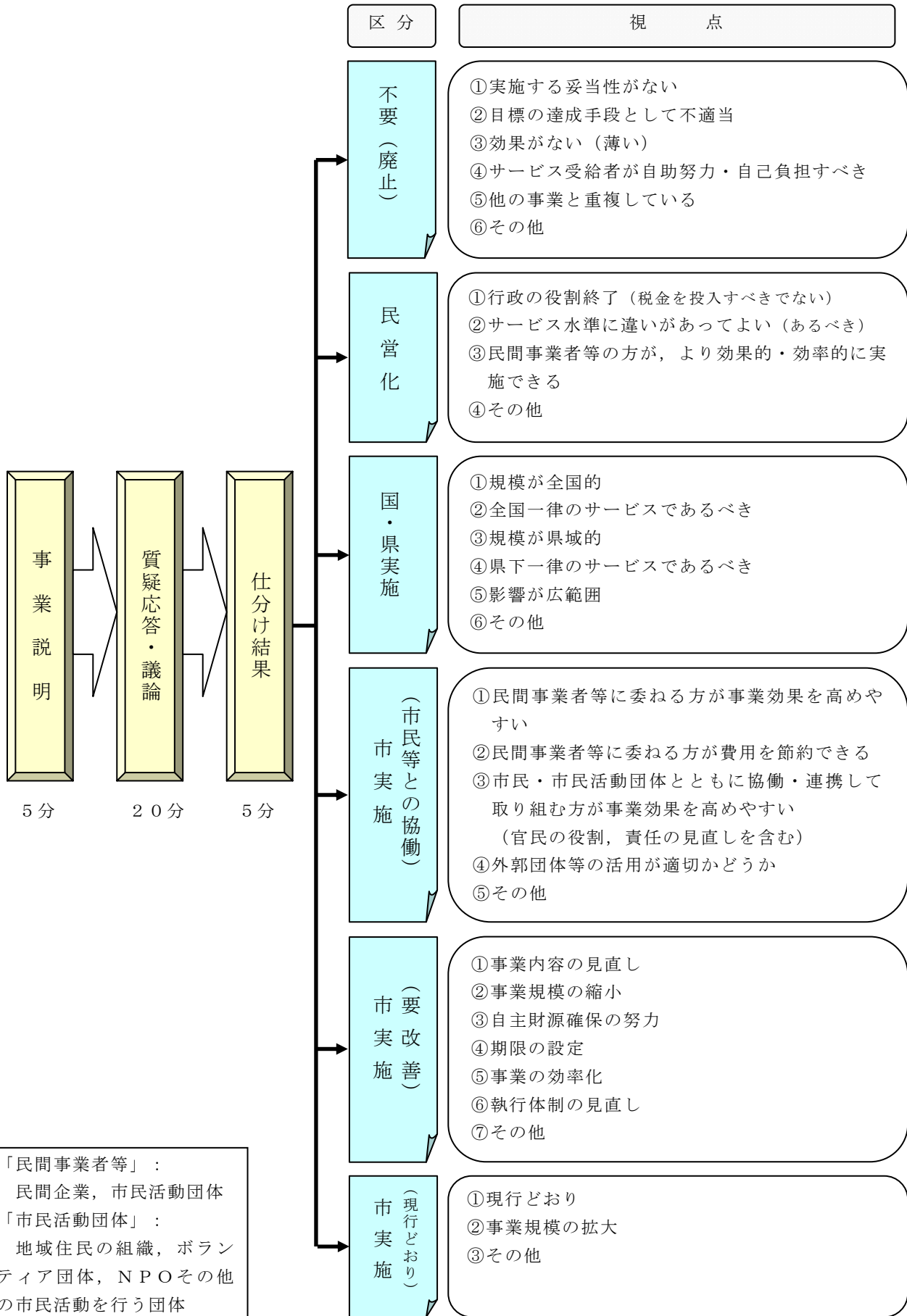
構想日本のホームページ <http://www.kosonippon.org/about/index.php>

構想日本の事業仕分け <http://www.kosonippon.org/shiwake/>

※2 高松市民評価者

市政に関し、識見を有する者(経済・市民団体推薦者、学識経験者、公募者)のうちから、市長が委嘱した高松市行財政改革推進委員会委員

# 事業仕分け作業の流れと仕分け区分



## 「事業仕分け」とは？

### <目的>

行政の事業を抽象論ではなく「現場」の視点で洗い直すことによって、個々の事業の無駄にとどまらず、その事業の背後にある制度や国と地方の関係など行財政全体の改革に結び付けていくこと

### <事業仕分けの原則>

国や自治体が行なっている事業（行政サービス、政策立案事務などすべてを含む）を、

- 予算項目ごと(事務事業レベル)に
- 「そもそも」必要かどうか、必要ならばどこがやるか(官か民か、国か地方か)について、
- 外部の視点で、
- 公開の場において
- 担当職員と議論して最終的に「不要」「民間」「国」「都道府県」「市町村」などに仕分けていく作業

### <仕分け対象>

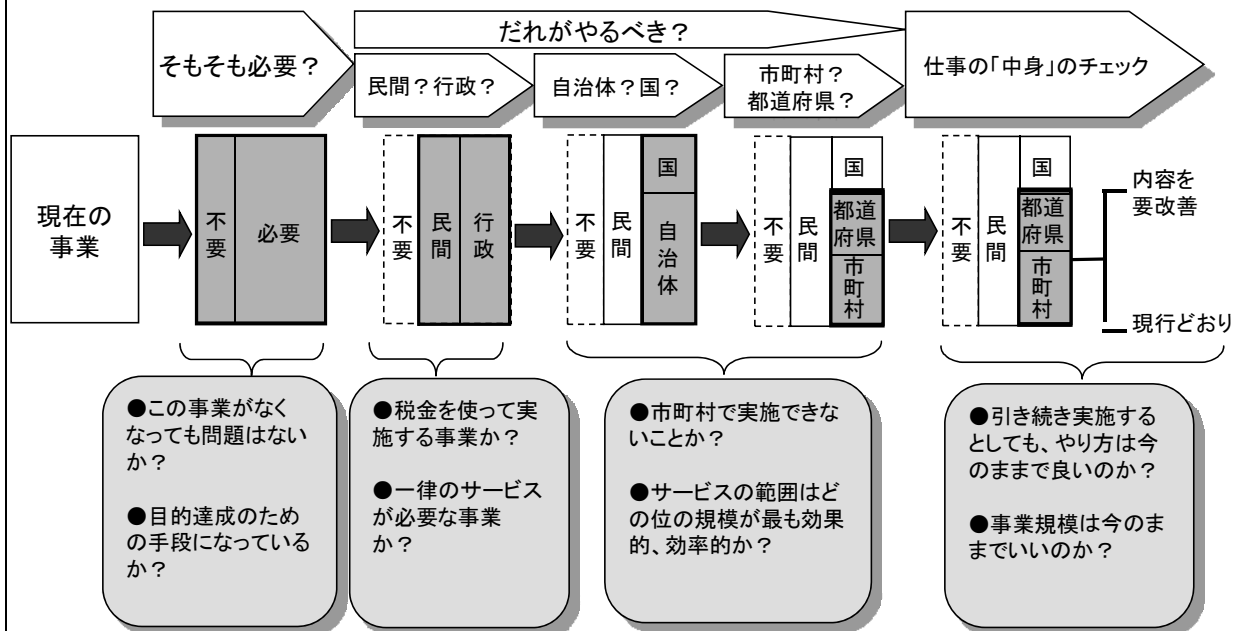
- 一般会計、特別会計の事業(すべてor抽出)

### <参加者>

- 事業説明: 当該官庁または自治体の職員
- 「仕分け人」: 構想日本が編成する事業仕分けチーム



## 「事業仕分け」の流れ





## 「事業仕分け」の主なルール

- 外部の目で仕分ける。
  - 仕分けチームは、構想日本が編成する行政現場及び制度に詳しい人が中心。
- 「公開の場」で議論する。
  - 傍聴者は市民やマスコミなど多数。
- 現在の制度などは一旦脇に置き、事業の必要性や実施主体について「そもそも」から考える。
  - 「補助金をもらっているから」「制度で決まっているから」「長年やっているから」という理由を認めると現状を変えられない。
- 事業の名称ではなく、「具体的な事業内容」で判断する。
  - 中小企業支援とか青少年育成ということ自体を否定する人はいないだろうが、実際に何をしているかを聞けば評価は分かれる(例: 岩手県の「青少年育成事業」、千葉県「小規模事業経営支援事業費補助金」)。
- 事業仕分けはコンサル業務ではない(経費は「実費」のみ)。

これ以外のルールは特になし(評価の客観基準はあえて作っていない)  
⇒説明者(担当職員)のプレゼンによっても評価が変わる可能性あり

## 「事業仕分け」作業の流れ

流れ	内容
事業説明 (約5分)	高松市の職員が、事業の要点や事業概要説明資料の補足説明を行う(仕分け人は事前に資料に目を通しているため補足説明を中心に)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の趣旨・目的、事業内容(目標、期限等を含む)、進捗(評価方法含む)、課題など。</li> </ul>
質疑・議論 (約20分)	仕分け人から説明者(高松市職員)に対して、仕分けの判断材料としての質問。その後、仕分け人同士で議論(議論する中での説明者への質問もあり)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 趣旨・目的の是非、達成手段としての妥当性、事業の効果・効率性、実施主体の適否など。</li> </ul>
評価 (5分)	仕分け人が、各自「評価シート」に記入(上記議論中の記入、記入中の質問も可)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「仕分け」:「不要(廃止)」、「民営化」、「国・府実施」、「市実施(民間活用の拡大、市民等との協働化)」、「市実施(要改善)」、「市実施(現行どおり)」から選択。</li> <li>● 「理由」の選択(複数可)、理由や改善点の詳細などコメントを記入。 (事業主体の変更(民間の区分)については、相手の意向/能力等は、脇に置く)</li> </ul>
結果・解説 (1分)	「仕分け」の結果について挙手による多数決。特に意見がある場合は、仕分け人から結果についての解説など。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多数決で同数になった場合は、コーディネーター採決。</li> <li>● 作業終了時に「仕分けシート」を回収し、高松市が理由やコメントをまとめる。</li> </ul>

1事業当り30分程度が目安。ただし、事業によっては時間の増減あり(時間調整はコーディネーターの判断)。

# 行政の「事業仕分け」年表 ～事業仕分けの進化～

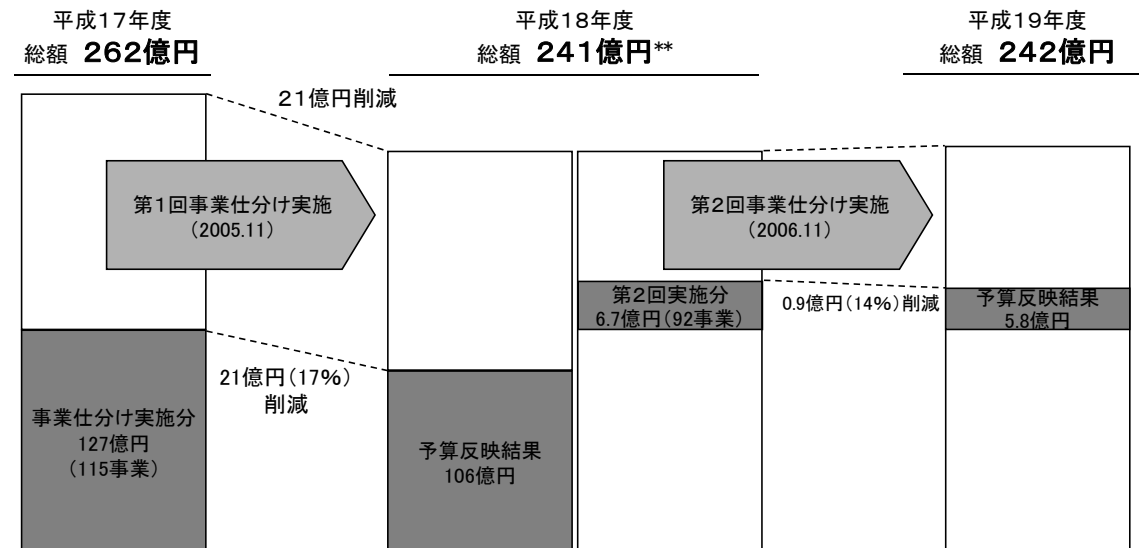
全事業仕分け		選択事業仕分け						
目的	行政の役割、国と地方の役割を定量化。自治体に対する国のコントロール(関与・規制)のあぶり出し。	● 各自治体の行財政改革への貢献。 - 予算への反映(歳出削減)、評価システムの見直し等。						
仕分け対象	すべての一般会計事業 ● 「そもそも論」に立ち、基本形の5つに仕分け。	● 予算事業から100個程度 - 「現実論」を加味し、事業を抽出(1事業あたり20分程度)。	● 予算事業から20個程度 - 1事業当りの時間をより長く(30分程度)					
実施団体	岐阜県(2月) 岩手県(4月) 宮城県(5月) 秋田県(5月) 長野県(3月) 新潟県(8月) 新潟県(10月) 多治見市(3月) 横濱市①(12月) 横濱市②(9月) 千葉県(11月) 高島市①(11月) *岡山市(2月・試行) 熱海市(8月) 高島市②(11月) 秋田市(1月・試行) 厚木市(8月) 滝川市(10月) 久喜市(11月) 直方市(2月) 大磯町(2月) 浜松市(5月) 草加市(6月) 甲府市(7月) 町田市(7月) 加西市(8月) 国 環境省(9月) 国 財務省(10月) 国 外務省/各省ODA(12月) 国 文部科学省(8月) 国 文科省/農水省(民主党・6月) 国 文科省/所管独法・公益法人(6月) 館山市②(9月) 大津市(8月) 藤沢市(7月) 甲府市②(7月) 横濱市(議会主導・7月) 甲府市(議会主導・7月) 大磯町(2月) 京都府(議会主導・2月)	三浦市(8月) 高知県(5月)	寒川町(11月) 大磯町②(10月) 習志野市(10月) 都留市(10月) 館山市(8月)	大磯町①(10月) 大磯町②(10月) 大磯町③(10月)				
	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年

これまで6省、37自治体(52回)で実施。行財政改革の切り札であり「戦後60年目の大掃除」

\*「住民自治」の推進も視野に入れ、住民だけで評価するスタイルも実施。

## 「事業仕分け」の成果 ①

### 予算削減 — 高島市の予算の変化 —



事業仕分けで総額22億円を削減。毎年実施を予定しているため、更なる効果が期待できる。

\* 各年度一般会計当初予算の歳出額  
\*\* 合併特別基金除く

## 「事業仕分け」の成果 ②

### 国の「コントロール」のあぶり出し

#### ①市町村などへの事業のシフトを阻むもの

相対的な しぼりの大きさ (事業数ベース /事業金額ベース)	事業分野	「県」以外へシフトできない事業 (事業金額上位、カッコ内は金額:億円)	根拠規定
「大」 (平均上/平均上)	地方労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方労働委員会事務局職員給与費(1)</li> <li>● 地方労働委員会委員報酬(0.4)</li> <li>● 地方労働委員会事務局事務費(～0.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働組合法第19条の12、地方自治法第180条の5</li> <li>● 同上</li> <li>● 同上</li> </ul>
	警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 恩給及び退職年金(2)</li> <li>● 上越警察署(仮称)建築費(2)</li> <li>● 更新時講習業務委託費(2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 警察法2条、36条</li> <li>● 警察法53条</li> <li>● 道路交通安全法108条の2</li> </ul>
	農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業水利改良事業負担金(146)</li> <li>● 団体営農業集落排水事業補助金(74)</li> <li>● 県営農道整備工事費(42)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地改良法90条</li> <li>● 補助金要綱</li> <li>● 土地改良法第126条、補助金要綱</li> </ul>
	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学校教育職員給与費(779)</li> <li>● 中学校教育職員給与費(438)</li> <li>● 小学校一般職員給与費(62)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村立学校職員給与負担法第1条</li> <li>● 同上</li> <li>● 同上</li> </ul>
「中」 (平均下/平均上)	港湾空港	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 港湾改修費(64)</li> <li>● 港湾海岸保全費(27)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 港湾法33条</li> <li>● 海岸法5条</li> </ul>
	福祉保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険給付費負担金(155)</li> <li>● 高齢者福祉施設整備事業補助金(50)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護保険法123条</li> <li>● 社会福祉施設等施設(設備)整備費国庫負担(補助)金交付要綱</li> </ul>
	総合政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新幹線鉄道整備事業費負担金(81)</li> <li>● 地方バス路線運行維持対策費(6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全国新幹線鉄道整備法13条1項</li> <li>● バス運行対策費補助金補助金交付要綱</li> </ul>
「小」 (平均下/平均下)	農林水産	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地すべり防止事業(37)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林法39条の3、41条、治山・治水緊急措置法2条、地すべり防止法9条</li> </ul>
	総務他*	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 私立幼稚園振興補助金(25)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 私立学校振興助成法9条</li> </ul>
	県民生活・環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原子力防災対策費(1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原子力災害対策特別措置法5条、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則</li> </ul>
	土木	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園整備費(公共)(27)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市公園事業採択基準</li> </ul>
	産業労働	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職場適応訓練費(0.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職場適応訓練実施要領</li> </ul>
	議会		なし

\* 市町村への交付や都道府県間の清算に関する事業は除く(642億円)。

## 「事業仕分け」の成果 ③

### 職員研修・住民の意識改革

自治体職員の声	参加住民の声
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業本来の必要性を考えるきっかけとなった(行政内部からは問題提起されにくい)。</li> <li>● しがらみの多い補助金については、外部評価が有効。</li> <li>● 事業内容をわかりやすく伝える工夫(情報公開のあり方)を再考するきっかけになった。その意味で、「事業仕分け」は「対外試合」のような場。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ともすれば対立点のみが強調される民と官の関係を、こういう形で本質的な議論ができることに意義を感じた(行政職員の本音も聞けた)。</li> <li>● 行政サービスは高いにこしたことはないが、そのためには、相応のお金がかかることを改めて感じた。</li> <li>● 最も自分の住む街のことを考えた、行政に参加した感じがした。</li> </ul>

事業仕分けは、「結果」よりも「経過」(侃々諤々の議論をしている過程)を重視。

## 各自治体「事業仕分けの使い方」 「事業仕分け後」個別自治体の状況 ①2回目実施の例

### 毎年度実施、市民参画のツールとして:滋賀県高島市

- 1回目(2005年)のは、構想日本チームが実施、2回目(06年)はコーディネーターのみ構想日本、仕分け人はすべて市民、3回目(07年)、4回目はすべて市民のみで実施。行財政改革と市民参画の両面を目的として実施。  
⇒ 「事業仕分け」が市民に定着。行政に対して「受身」から「能動的」に

### 「仕分けの使い方」を変えて試行から本格実施へ:大阪市

- 本年2月に試行実施。この時は特に民間活用の拡大に焦点を当てての議論。今年度は、対象事業を民間活用に限らず、行政が行うべきこととして必要かどうかの観点から議論を行っていく。市長の強い意思と、仕分け担当課(市政改革室)の熱意により実施。

### 議会主導で試行から本格実施へ:京都府

- 09年2月に民主党会派が主導して試行実施(仕分け人は構想日本メンバーのみ)。仕分けの結果を踏まえて、4月現地視察、6月執行部ヒアリング、7月にとりまとめの事業仕分け(議員が仕分け人)。今年度は秋に本格実施を予定(仕分け人に議員、府民も加わり、仕分け結果をより重く。対象事業も増大)。予算執行のチェックと決定権の行使のさらなる正確化を目指す。

## 各自治体「事業仕分けの使い方」 「事業仕分け後」個別自治体の状況 ②2回目は実施せず、事業仕分けで得たものを他の取り組みに活かす例

### 事業仕分けでの「気づき」を内部評価に:埼玉県草加市

- 08年度に実施した事業仕分けでの議論を日常的な業務に生かしていこうという木下市長の意向により、事務事業評価だけではなく日常的に事業仕分けの視点で点検活動を実施。

### 集中改革プランの策定に事業仕分けの考え方を導入:千葉県習志野市

- 事業仕分けの議論で出た内容や考え方を踏まえて、今年度策定予定の「集中改革プラン」を策定していく。策定後、再び事業仕分け実施を検討。

### 実施から3年、青年会議所から2度目の実施の提言:静岡県熱海市

- 06年度に事業仕分け実施。仕分けによって1000万円以上の歳出削減。その後は行財政改革プランに基づいた改革を行っている。事業仕分け実施から3年経過し、再度公開の場で外部の視点での作業が必要との認識で、熱海青年会議所が市長に提言書を提出。現在、それを受けて議会で審議中。

## 国の「事業仕分け」—これまでの軌跡

### 自治体の「事業仕分け」(2002年2月～)

与野党  
マニフェストに掲載  
(2005年9月)

- 【民主党】
  - 「国の事業見直し小委員会」をつくり、各省の政策を厳格に評価(そもそもの必要性、民間・地方への移譲等)。
- 【公明党】
  - 首相を本部長とする「行政効率化対策本部(仮称)」を設置し、国の事業を対象に「事業仕分け作戦」を実施。

小泉総理の指示  
(10月)

- 小泉総理が、国レベルの「事業仕分け」の実施に向け、具体案の検討を与党に指示。
- 「与党財政改革・事業仕分けに関するプロジェクトチーム」発足

### 「行政改革推進法」に規定(2006年5月)

【基本理念】…政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及びその実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で…(同様の内容が、「特別会計改革」と「公務員の総人件費改革」の箇所に明記)

霰ヶ関は  
強く抵抗  
(特に、  
公開実施)

### 「骨太の方針2006」に規定(7月)

### 「経済財政諮問会議」で事業仕分けについての議論開始(2007年11月、2008年2月)

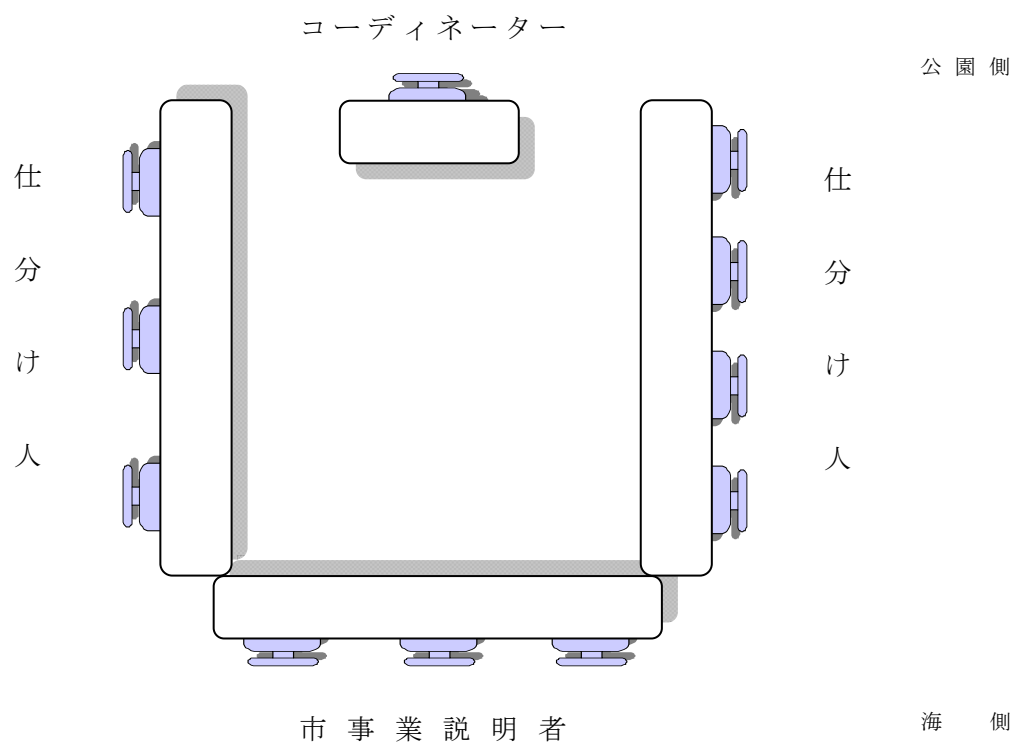
### 自民党、民主党ともに国の事業仕分けに着手

- 自民党:「無駄撲滅プロジェクトチーム」が2008年8月より、文科省、環境省、財務省、外務省/各省ODA、文科省所管公益法人の政策棚卸し(事業仕分け)を実施。
- 民主党:政権交代後に本格実施をするためのシミュレーションと位置づけ、党を挙げて事業仕分けに着手。

無駄の排除に党派は関係ない。国民のための国政運営をするためにも「事業仕分け合戦」は重要。

メ モ 欄


予定時間	事業 No.	事業名等	ページ
10:00～ 10:30	1	塩江ケーブルテレビ事業	14P
10:35～ 11:05	2	たかまつマイロード事業	18P
11:10～ 11:40	3	未納水道料金等回収事業	22P
11:45～ 12:15	4	水質検査業務	26P
13:00～ 13:30	5	高松市勤労者福祉共済事業	30P
13:35～ 14:05	6	応急手当普及啓発活動事業	34P
14:10～ 14:40	7	生涯学習推進事業	38P
14:50～ 15:20	8	塩江病院患者輸送バス運行事業	42P
15:25～ 15:55	9	高松市民健康まつり	46P
16:00～ 16:30	10	高松市ボランティア・市民活動センター 管理運営業務委託事業	50P



事業シート（概要説明書）					
事務事業名	塩江ケーブルテレビ事業				
担当部局	総務部	担当所属	情報政策課	担当係名	情報化推進係
事業開始年度	平成17年度	根拠法令	塩江ケーブルネットワーク施設条例 電気通信事業法 有線テレビジョン放送法 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律		
実施方法 <small>（該当するものすべてにチェック）</small>	■直接実施				
	■業務委託（委託先：三菱電機サービス(株)四国支店、(株)ケーブルメディア四国、日本電気(株)四国支社、(株)NTT西日本-四国香川事業部）				
	□補助金（補助先： 実施主体： ）				
	□その他（ ）				
事業概要	<p>1 整備の背景 塩江地区は、高松の南部に位置し、総面積の84%を山林が占める山間・へき地で、地域全体がテレビの難視聴地域であったほか、他地域との情報通信格差（デジタルデバイド）が懸念されていたことなど、地域住民から地上デジタル放送への対応やインターネットなどを含め、ケーブルテレビ整備への強い要望があった。</p> <p>2 整備方式等 合併前の旧塩江町において、国の交付金を活用し、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業として公設公営方式で整備し、平成16年6月開局 総事業費 約12億円 伝送路総計 204 km（内、光幹線54 km）</p> <p>①サービスエリア 塩江町全域（世帯カバー率100%）</p> <p>②サービス内容 テレビ放送サービス、自主放送、インターネット接続サービス、IP電話サービス、音声告知放送サービスなどにより、行政情報や地域情報、防災情報等多種多様な情報を確実かつ効率的に提供する。</p> <p>3 運営主体 平成17年9月、高松市との合併に伴い、旧塩江町より引き継がれ、現在、「塩江ケーブルテレビ事業」として、高松市が直接実施している。</p> <p>*平成21年9月現在のケーブルテレビ加入世帯数 1,202世帯（100%） 内、多チャンネル加入世帯数 174世帯（14%） インターネット接続世帯数 328世帯（27%）</p>				
事業概要のうち委託内容等（再掲）	委託内容	CATV放送用設備等の共用に係る共用設備運用保全業務委託 光伝送装置等機器設置に係る運用管理業務委託 高松市塩江ケーブルネットワーク管理業務委託 塩江ケーブルネットワーク施設保守点検業務委託 音声告知放送システム保守点検業務委託 塩江ケーブルネットワーク伝送路支障立竹木等伐採業務委託			
	委託先	<input checked="" type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他（ ）			
事業の目的	対象 <small>（誰・何を対象に）</small>	塩江地区の住民			
	手段 <small>（予算、人材を使って行う内容）</small>	有線電気通信設備を設置し、地区内全世帯にテレビ放送サービス、自主放送、インターネット接続サービス、地域内電話サービスおよび音声告知放送サービスを提供する。			
	意図 <small>（目指す成果） どのような状態にしたいのか 定量的に記入</small>	地域の人々が、地理的情報格差を感じることなく、いつでも、テレビ放送やインターネットを始め、行政情報や防災情報など、様々な情報サービスを受けられるようにするとともに、地域のイベントなどの情報を発信することができるよう、地域の情報化を図る。			
事業の必要性	<p>① 塩江地区の地理的特性から、ケーブルテレビ整備前においては、約7割の世帯がテレビ共聴組合に加入していた経緯があり、これら共聴組合の地上デジタル放送移行への対応やインターネットへの対応などの課題を解消し、住民の利便性を向上させるとともに、行政情報の提供など、旧塩江町全体の情報化を推進するためには、ケーブルテレビの整備が最も有効な手段であった。</p> <p>② 当該事業においては、テレビ放送やインターネットだけでなく、自主放送や音声告知放送・IP電話など、地域住民の情報伝達手段としても重要な役割を担っている。</p> <p>③ サービス対象世帯数が少なく、山間部に点在していることなど、維持管理費等事業採算性の面からも民間事業者による運営が望めない中で、地域の人々が安心してこれらのサービスを利用できる環境を維持するためには、事業としての安定性や継続性が重要であり、これらの点を考慮すると、現行の直営方式以外の選択肢は殆どない。</p>				



コスト	平成21年度（予算）		人件費				
	事業費	45,065 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数	
	人件費	10,237 千円		担当正職員	10,237 千円	1.3	人
	総計 (総事業費)	55,302 千円		臨時職員他	千円		人
総事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	財源内訳		委託料（再掲）		
	H18(決算)	57,624	利用料など17,470	一般財源40,154	31,794		
	H19(決算)	55,261	利用料など18,275	一般財源36,986	29,480		
	H20(決算見込)	57,660	利用料など17,960	一般財源39,700	28,887		
	H21(予算)	55,302	利用料など17,138	一般財源38,164	27,382		
平成21年度 総事業費内訳	支障電線路移転等工事費 6,500 千円 保守点検等委託料 27,382 電力柱等への電線路共架料 4,092 修繕料 2,800 電源供給器電気代 1,704 光ファイバー心線利用料 2,105 その他消耗品費等 482 人件費 10,237						
事業実績	項目	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	ケーブルテレビ利用世帯	世帯	1,219	1,219	1,208		
	多チャンネル（有料放送）契約世帯	世帯	180	184	176		
	インターネット利用世帯	世帯	282	302	313		
単当たりコスト (総事業費/事業実績)	1世帯あたりのコスト（総事業費/ケーブルテレビ利用世帯）		円	47,272	45,333	47,732	
	1世帯あたりのコスト（一般財源ベース総事業費/ケーブルテレビ利用世帯）		円	32,940	30,341	32,864	
自己評価	実績評価 (目指す成果に対しての実績・達成度)	落雷や台風等による事故等への迅速な対応など、住民サービスの向上に努めており、当該事業に対する満足度は高いものと思っている。また、設備等の老朽化が進む中、委託契約内容の見直しなど、経費節減に努めている。 委託料：平成20年度決算見込 28,887千円（平成18年度対比2,907千円の減）					
	今後の方向性課題／改革案	地域の人々に対して、安心して、様々な情報サービスを安定的・継続的に提供するとともに、経費節減やサービスの向上につながる設備・機器の更新は重要な要素と考えており、特に、伝送路については、その大部分が同軸ケーブルであることから、落雷被害による通信障害が多発しているほか、老朽化も進んでいることから、高速で大量の情報が送受信できるとともに、電気代も少なくすむ光ケーブルに置き換える必要がある。					
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	—						
特記事項 (周辺環境の変化等)	高速回線によるインターネットの普及が著しい。 2年後（2011年7月24日）にアナログ地上波が停波する。						

## 塩江ケーブルテレビの概要

### 提供サービス

#### ○多チャンネル放送サービス※

地上放送、BS 放送、CS 放送など多くのチャンネルを高画質で視聴することができます。

#### ○自主放送サービス

地域のイベント、行政情報などを文字放送で提供します。

#### ○インターネットサービス※

インターネット・電子メールが常時接続・定額で利用できます。

#### ○IP 電話サービス

IP 告知端末を利用して、町内の加入者同士は無料で電話することができます。  
また、従来の公衆網による電話については使い方も番号もそのまま利用することができます。

#### ○音声告知放送サービス

各家庭にむけての一斉放送をすることができます。  
家庭では告知端末で放送内容を聞くことができます。  
また、放送内容の再確認をすることもできます。

※多チャンネル放送サービス、インターネットサービスについては、株式会社ケーブルメディア四国と別途契約が必要です。

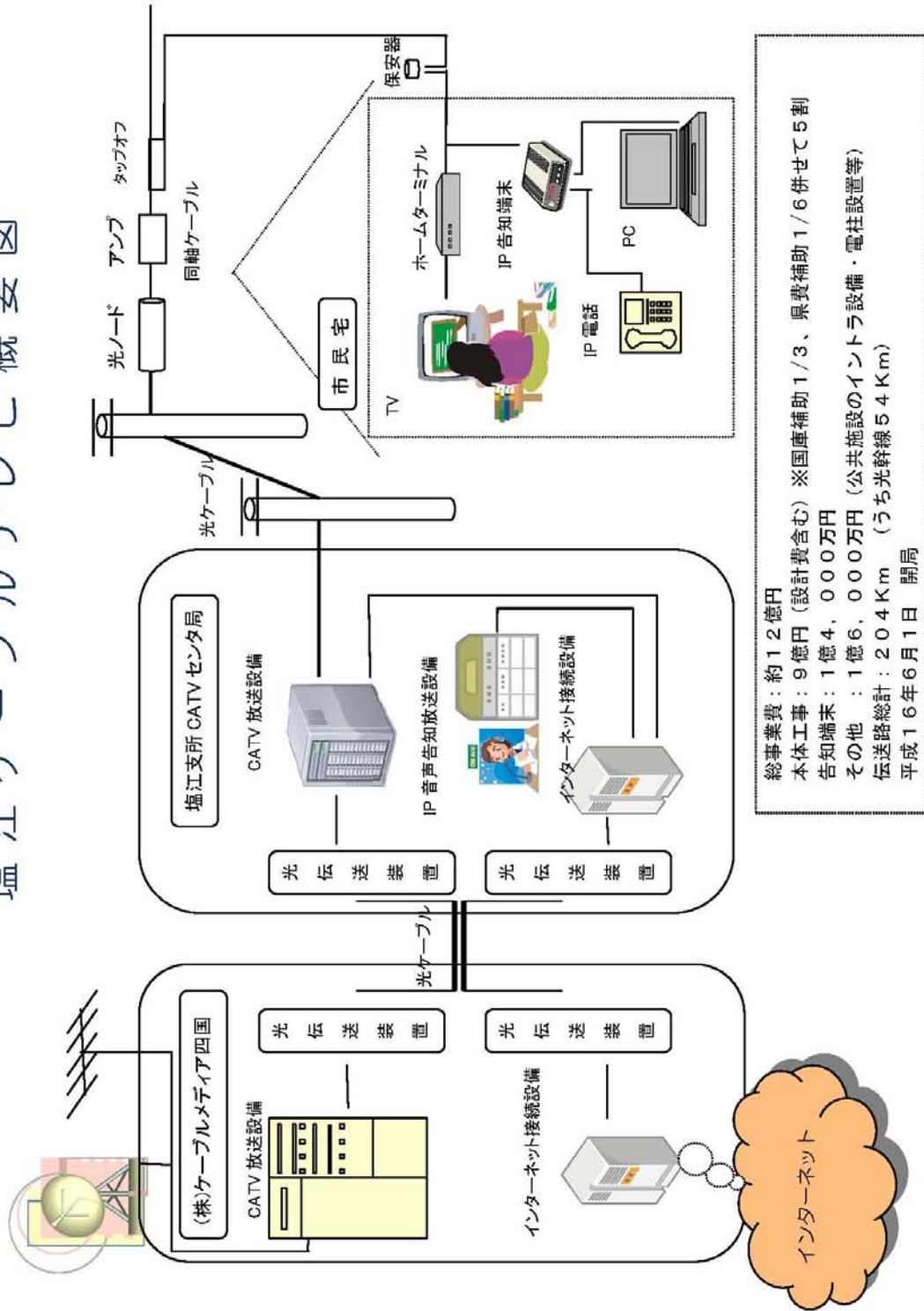
### 利用料金

接続負担金：50,000円

基本利用料：500円/月

多チャンネル放送：ベーシックチャンネル（アナログ）	3,045円/月・契約
ベーシックチャンネル（デジタル）	3,780円/月・契約
ホームターミナル	1,050円/月・台
セットトップボックス	1,575円/月・台
その他ペイチャンネル	735～2,625円/月・契約
インターネット接続：低速（256Kbps）	1,995円/月・契約
中速（ 3Mbps）	3,570円/月・契約
高速（ 10Mbps）	4,620円/月・契約
超高速（25Mbps）	5,670円/月・契約

# 塩江ケーブルテレビ概要図



総事業費：約 12 億円  
 本体工事：9 億円 (設計費含む) ※国庫補助 1/3、県費補助 1/6 併せて 5 割  
 告知端末：1 億 4,000 万円  
 その他：1 億 6,000 万円 (公共施設のイントラ設備・電柱設置等)  
 伝送路総計：204 Km (うち光幹線 54 Km)  
 平成 16 年 6 月 1 日 開局

事業シート（概要説明書）					
事務事業名	「たかまつマイロード」事業				
担当部局	都市整備部	担当所属	道路課	担当係名	管理係
事業開始年度	平成13年度	根拠法令			
実施方法 (該当するものすべてにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施				
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）				
	<input type="checkbox"/> 補助金（補助先： 実施主体： ）				
	<input checked="" type="checkbox"/> その他（ ボランティア ）				
事業概要	市が管理する道路の一定区間において、自発的意思のもとに、清掃等の維持管理を行う自治会などの市が認定した道路愛護団体に対し、用具の支給、ごみの収集、傷害保険の加入などの支援を行うことにより、道路の環境美化だけでなく、道路への愛護意識の高揚を図り、道路利用者のマナー向上を啓発しようとするもの。				
事業概要のうち委託内容等（再掲）	委託内容				
	委託先	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他( )			
事業の目的	対象 (誰・何を対象に)	市道			
	手段 (予算、人材を使って行う内容)	自治会などの市が認定した道路愛護団体が、市道の清掃等の維持管理を行う。			
	意図 (目指す成果)のような状態にしたいのか 定量的に記入	市道約2,400kmの維持管理については、今後とも、道路管理者である本市はもとより、市道は、私たちの道（マイロード）であるとの思いを持つ、より多くの市民の皆様とともに、協働の精神で取組んでいきたいと考えている。			
事業の必要性	「たかまつマイロード」事業で市が認定している道路愛護団体が現在、清掃活動している区間は約140km余りある。「たかまつマイロード」事業は、地域の環境美化・道路への愛護意識の高揚・道路利用者のマナー向上について、非常に有効な事業である。				

コスト	平成21年度（予算）		人件費			
	事業費	5,018 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	4,724 千円		担当正職員	4,724 千円	0.6 人
	総計 (総事業費)	9,742 千円		非常勤職員等	千円	人
総事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	財源内訳		委託料（再掲）	
	H18(決算)	5,689	一般財源	5,689		
	H19(決算)	5,954	一般財源	5,954		
	H20(決算見込)	6,934	一般財源	6,934		
	H21(予算)	9,742	一般財源	9,742		
平成21年度 総事業費内訳	清掃道具等 47団体×@60,000 57団体×@10,000 傷害保険料 67団体×6回×@1,000 37団体×1回×@1,000 (草刈) 417人×3回×@750 標示板設置費 2基×@125,000 人件費 4,724,000円 合計 9,742,000円					
事業実績	項目	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	市道の清掃等の維持管理	団体	35団体	46団体	57団体	
単位当たりコスト (総事業費/事業実績)	「たかまつマイロード」事業1団体当たり		千円	163	130	122
自己評価	実績評価 (目指す成果に対する実績・達成度)	道路課のホームページ等で道路愛護団体の公募、制度活用のPRなど積極的に行っており、予定を上回る団体の認定ができています。				
	今後の方向性課題／改革案	引き続き、道路課のホームページ等で道路愛護団体の公募、また地域に出向いて「たかまつマイロード」事業の説明会の実施を行う。				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	国道の管理・・・ボランティア・サポート・プログラム 県道の管理・・・香川さわやかロード					
特記事項 (周辺環境の変化等)						

# 「たかまつマイロード」事業

## 1 たかまつマイロードの概要

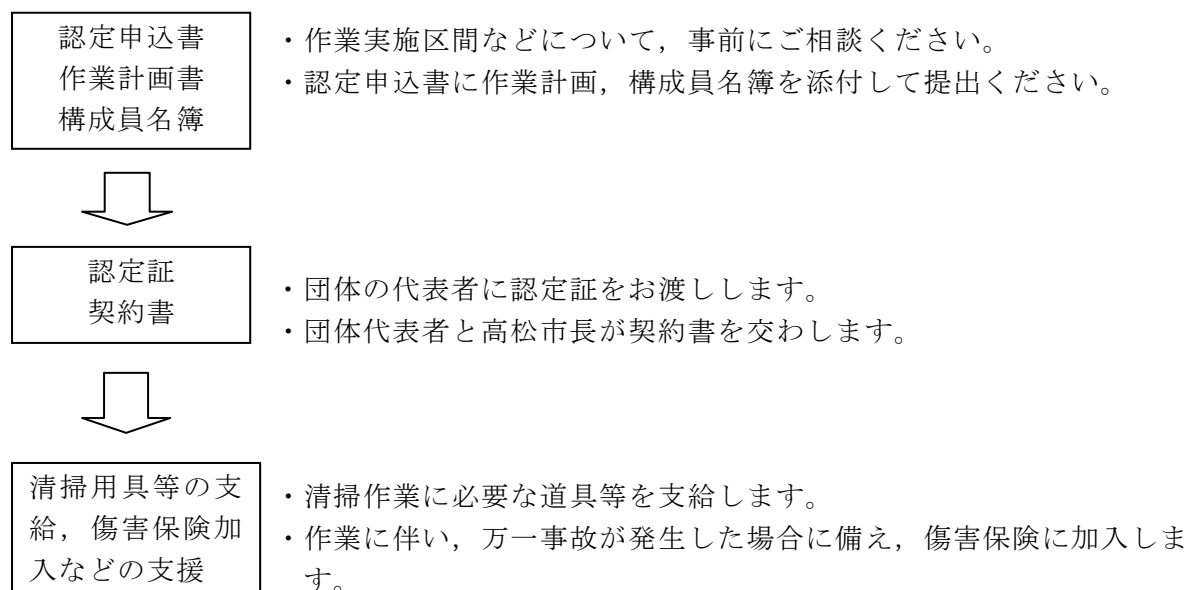
### (1) たかまつマイロードとは

市が管理する道路の一定区間において、自発的意思のもとに、清掃等の維持管理を行う自治会などの市が認定した道路愛護団体に対し、清掃用具等の支給、ごみの収集、傷害保険の加入などを支援することにより、道路の環境美化だけでなく、道路への愛護意識の高揚を図り、道路利用者のマナー向上を啓発することを目的とする。

### (2) 対象となるボランティア活動と支援内容

対象となるボランティア活動		支援内容
清掃・緑化	概ね500m以上の区間を年4回以上、2年以上継続して行うもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・清掃用具、作業警告板等の支給</li><li>・傷害保険の加入</li><li>・活動団体名表示板の設置</li></ul>

## 2 参加手続き





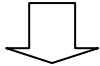
清掃作業の実施

- ・安全第一で作業をお願いいたします。
- ・代表者の方は，参加者の安全確保に十分注意を払ってください。



作業計画書の  
作成，提出

- ・団体代表者は毎年2月の末日までに，翌年度の作業計画書を提出ください。



作業実績報告書  
の作成，提出

- ・団体代表者は，作業終了毎に作業実績報告書を提出ください。

### 3 認定団体

平成13年度から実施しており，平成21年9月末現在で，102団体の方々にご参加いただいています。

- ・参加団体活動状況の写真



事業シート（概要説明書）					
事務事業名	未納水道料金等回収事業				
担当部局	水道局	担当所属	お客さまセンター	担当係名	料金係
事業開始年度		根拠法令	水道法(第14条, 第15条), 高松市水道事業給水条例(第30条ほか)		
実施方法 (該当するものすべてにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）				
	<input type="checkbox"/> 補助金（補助先： 実施主体： ）				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
事業概要	<p>納入期限内に納付のなかった水道料金および下水道使用料について、口座振替による引き落とし分については再振替を行い、納付書による払い込み分については督促状を送付している。これによっても納付されない場合は、停水予告書の送付をはじめ、現地訪問、電話督促などによって納付を促し、最終的に納付されない場合は給水停止措置を行い、未納料金の回収を図っている。</p>				
事業概要のうち委託内容等（再掲）	委託内容				
	委託先	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他（ ）			
事業の目的	対象 (誰・何を対象に)	上下水道料金未払い者（滞納者）			
	手段 (予算、人材を使って行う内容)	<回収事業のフロー> ①口座振替の再振替、督促状の送付 ②停水予告書の送付 ③停水決定書の送付 ④最終通告書の持参 ⑤停水執行 ⑥原則、全額入金で停水解除			
	意図 (目指す成果) どのような状態にしたいのか 定量的に記入	未収金の早期回収を図る。			
事業の必要性	<p>独立採算制で運営する地方公営企業にとって、経営基盤である料金収入の確保は重要であり、また、料金を納付するお客さまの公平性の観点からも、本事業は必要である。本事業を行わない場合、貸し倒れの増加により財務体質が悪化し、経営の持続が困難となる。</p>				



コスト	平成21年度（予算）		人件費			
	事業費	12,010 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数
	人件費	78,740 千円		担当正職員	78,740 千円	10 人
	総計 (総事業費)	90,750 千円		臨時職員他	千円	人
総事業費 (財源内訳・ 単位千円)	年度	総額	財源内訳		委託料（再掲）	
	H18(決算)	99,901	一般財源 (水道事業会計)	—	—	
	H19(決算)	91,388	一般財源 (水道事業会計)	—	—	
	H20(決算見込)	87,389	一般財源 (水道事業会計)	—	—	
	H21(予算)	90,750	一般財源 (水道事業会計)	—	—	
平成21年度 総事業費内訳	人件費（10人）		78,740千円			
	各種請求書発送		9,173千円			
	車両（8台）ガソリン代		1,065千円			
	訴訟費用		312千円			
	事務経費		1,460千円			
事業実績	項目	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	未納水道料金回収対象件数	件	65,265	67,833	67,648	
	年度末未納水道料金累計残高	千円	172,612	174,709	160,528	
単位当たりコスト (総事業費/事業実績)	未納水道料金回収対象者1件当たり	円	1,531	1,347	1,292	
自己評価	実績評価 (目指す成果に 対しての実績・ 達成度)	<p>収納率は、概ね良好な水準で推移している。</p> <p>年度末累計 18年度 19年度 20年度            収納率実績 99.61% 99.62% 99.70%</p>				
	今後の 方向性 課題 ／ 改革案	<p>ライフスタイルの多様化により、未払い者との接触の機会が得にくくなってきている。            これまで、営業時間の延長、土曜日の窓口開設、宿日直時の収納など、窓口時間帯の拡大を            図っているが、夜間・休日の訪問等については対応に限界がある。</p>				
比較参考値 (他自治体での類似事 業の例など)	別紙のとおり					
特記事項 (周辺環境の変化等)	なし					

## 1 未納水道料金等回収事業とは

掛売りした水道料金等を、お客さまから納期までにお支払いいただけなかったので、督促する。それでもお支払いがないときに、停水を執行し、さらに支払を促すことで、料金を回収する。

## 2 水道料金等収納サイクル

検針月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後	4ヶ月後
1 検針 25 28	口座振替、納付書 15 24	再振替通知、督促状 5 15	停水予告書 25	停水決定書 19 最終通告書 31
			停水執行	認定廃止

- 【検針】 各月1日から25日（日曜日を除く21日間）
- 【料金決定】 各月28日頃
- 【口座振替日】 検針の翌月 15日振替
- 【納付書】 検針の翌月 15日納期
- 【再振替通知書】 検針の翌月 24日発送，検針の翌々月5日振替
- 【督促状】 検針の翌月 24日発送，納期10日後
- 【停水予告書】 督促納期後 15日発送，納期10日後

## 3 停水執行件数

平成18年度	平成19年度	平成20年度
1,602件	1,744件	1,705件

## 4 四国県都における当事業の外部委託状況

都市名	状況	備考
松山市	外部委託	平成16年4月～
高知市	外部委託予定	平成23年1月～ (予定)
徳島市	直接実施	
高松市	直接実施	



事業シート（概要説明書）					
事務事業名	水質検査業務				
担当部局	環境部	担当所属	環境指導課	担当係名	環境対策係
事業開始年度	昭和48年度	根拠法令	環境基本法・水質汚濁防止法		
実施方法 (該当するものすべてにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施				
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託（委託先：（社）香川県薬剤師会等）				
	<input type="checkbox"/> 補助金（補助先：		実施主体：（ ）		
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
事業概要	1 河川等の水質検査 ・環境基準が設定されている河川等（海域5，河川12，地下水13箇所）の水質検査を行い，適合状況を調査する。 ・設定外の箇所（ため池16，小河川13箇所）の水質検査を行う。 2 市民からの要望，苦情等による水質検査 ・地下水の追跡調査（基準を超過した箇所の継続調査 16箇所）を行う。 ・地域住民からの要望による水質検査（水路3箇所等）を行う。 ・その他（不法投棄箇所の継続調査，苦情への対応）の水質検査を行う。 3 事業場の水質検査 ・事業場に立入し，施設の状態を調査するとともに排水の水質検査を行い，必要に応じて改善を求める。				
事業概要のうち委託内容等（再掲）	委託内容	ダイオキシン類など機器がないため，検査できない項目の委託 人員不足を補うため，一部の検査を委託			
	委託先	<input checked="" type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input checked="" type="checkbox"/> その他(社団法人)			
事業の目的	対象 (誰・何を対象に)	河川等の水質 市民からの要望，苦情等により対象となる水質 排水規制を受けている事業場からの排水			
	手段 (予算，人材を使って行う内容)	職員による採水作業および水質検査 事業場への立入検査，採水作業および水質検査 職員による採水作業で採取したものの一部を，水質検査は外部へ委託			
	意図 (目指す成果) どのような状態にしたいのか 定量的に記入	法律等，住民からの要望・苦情に基づき，河川等の水質検査を行い，環境基準又は環境基準に準ずる水質に適合するよう対策並びに指導を行うことにより，住民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること。 法律に基づき，事業場への立入調査と排水の水質検査並びに必要な対策・指導を行うことにより，事業場自らが適正な維持管理に努め，公共用水域の水質汚濁の防止が図られることにより，住民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること。			
事業の必要性	環境基準が設定されている箇所については，法令に定める事項であるため本市で行う必要があり，設定されていない箇所についても，住民の生活環境を保全する立場から監視を継続する必要がある。 また，市民からの要望等による水質検査についても，市民の安全・安心を図るため必要である。 事業場からの排水の水質検査についても，事業場自らの適正な維持管理を促すため必要である。				

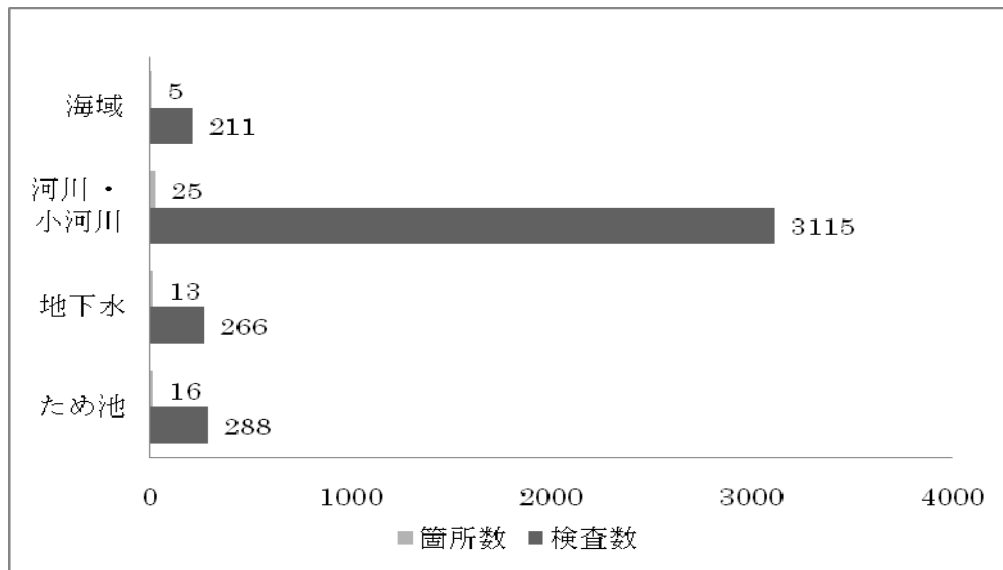
コスト	平成21年度（予算）		人件費				
	事業費	7,791 千円	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事職員数）		従事職員数	
	人件費	15,748 千円		担当正職員	15,748 千円	2	人
	総計 （総事業費）	23,539 千円		臨時職員他	0 千円	0	人
総事業費 （財源内訳・ 単位千円）	年度	総額	財源内訳			委託料（再掲）	
	H18(決算)	22,775	一般財源			4,691	
	H19(決算)	23,618	一般財源			5,141	
	H20(決算見込)	22,561	一般財源			4,700	
	H21(予算)	23,539	一般財源			5,397	
平成21年度 総事業費内訳	人件費 15,748千円（職員2名分） 外部検査費 4,230千円（ダイオキシン類等の検査費用） 消耗品費 1,411千円（検査用の薬品、ガラス器具等） 検査室の管理費 1,235千円（電気・ガス・水道料金、警備費用等） 機器修繕費 725千円（測定機器の補修） 船の借り上げ料 180千円（海水採取のため） 交通費 10千円（女木、男木島での採水）						
事業実績	項目	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	河川等の水質検査	検体	3,856	3,854	3,880		
	市民からの要望、苦情による水質検査	検体	160	160	165		
	事業場からの排水の水質検査	検体	693	589	668		
※ 上記事業実績に係る 総事業費の比例配分 コスト	河川等の水質検査	千円	18,649	19,775	18,573		
	市民からの要望、苦情による水質検査	千円	774	821	790		
	事業場からの排水の水質検査	千円	3,352	3,022	3,198		
自己評価	実績評価 （目指す成果に 対しての実績・ 達成度）	河川等の環境基準の達成状況は、設定されている箇所、海域5/5、河川6/12、地下水13/13、であり、その他の箇所については、小河川8/13、ため池8/16であった（達成数/検査総数）。 市民からの要望・苦情等には、内容に応じて必要な対応を行った。 事業場からの排水は、対象である120事業場に対して、102回の検査を行い、3事業場の違反を確認したため、それぞれに改善を指示した。					
	今後の 方向性 課題 ／ 改革案	外部委託は可能だが、採水作業の同行やデータ集計に職員が必要であり、職員の能力低下や、市民からの要望に対する対応の遅れが懸念される（積算額 検査委託 13,383千円 採水業務 1,750千円）。 経費削減のため、他の部署の検査部門と統合して合理化を進めることを改革案としたい（下水道）。					
比較参考値 （他自治体での類似事 業の例など）	松山市・岡山市 全項目を外部委託している。採水作業には必要に応じて職員が同行している。 高知市・倉敷市 本市と同様に職員による検査を中心に、一部を外部委託している。						
特記事項 （周辺環境の変化等）	なし。						

## 水質検査業務について

### 1. 河川等の水質検査

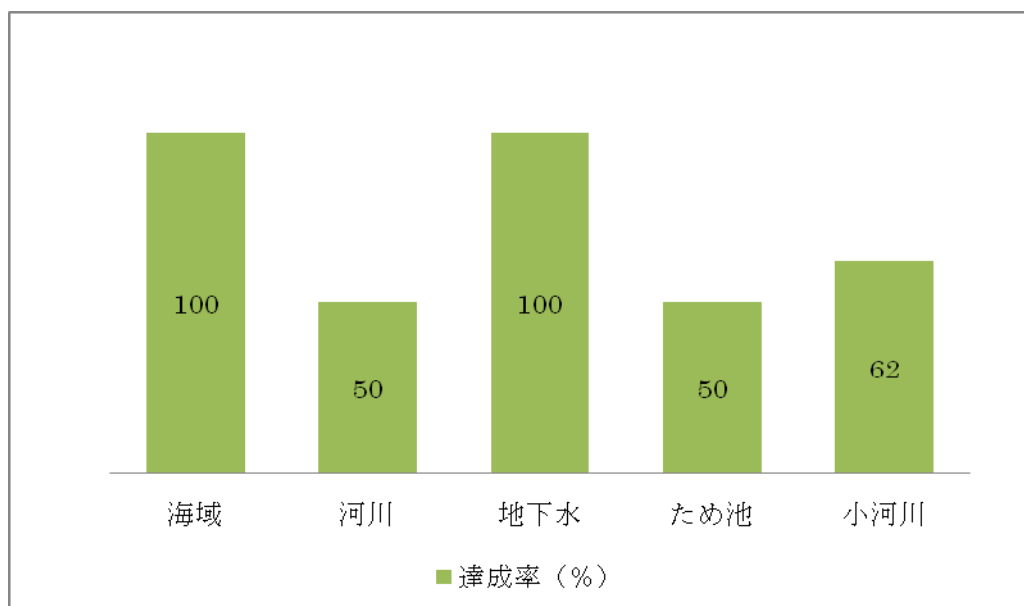
河川等の検査状況は図1のとおりで、海域については、地先の海域において年6回の検査を行いました。河川については、環境基準の設定されている主要な12箇所、1日2回の検査を毎月行い（項目によっては年2回）、その他の箇所では年2回の検査を行いました。また、地下水については13箇所、1回、ため池は主要な16箇所について年2回の検査を行いました。

図1 採水した箇所数と検査数（平成20年度）



海域と地下水は、環境基準を達成していますが、河川については、環境基準が設定されている12箇所のうち、6箇所が達成されています。ため池16箇所と小河川の13箇所は、環境基準が設定されていませんが、準ずる基準を当てはめると、それぞれ8箇所達成しています。

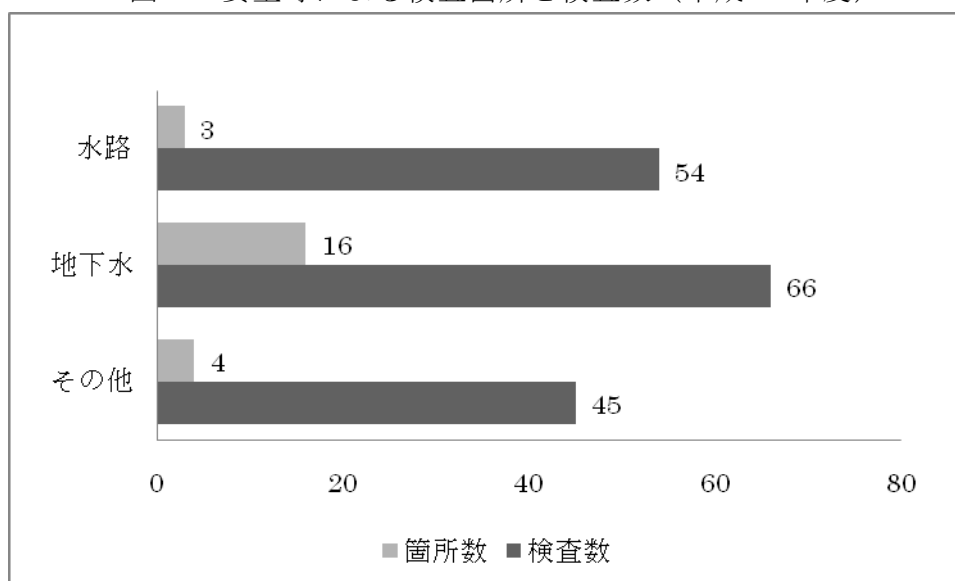
図2 環境基準の達成状況（平成20年度）



## 2. 市民からの要望，苦情等による水質検査

要望や苦情等により行いました検査状況は，図3のとおりです。

図3 要望等による検査箇所と検査数（平成20年度）

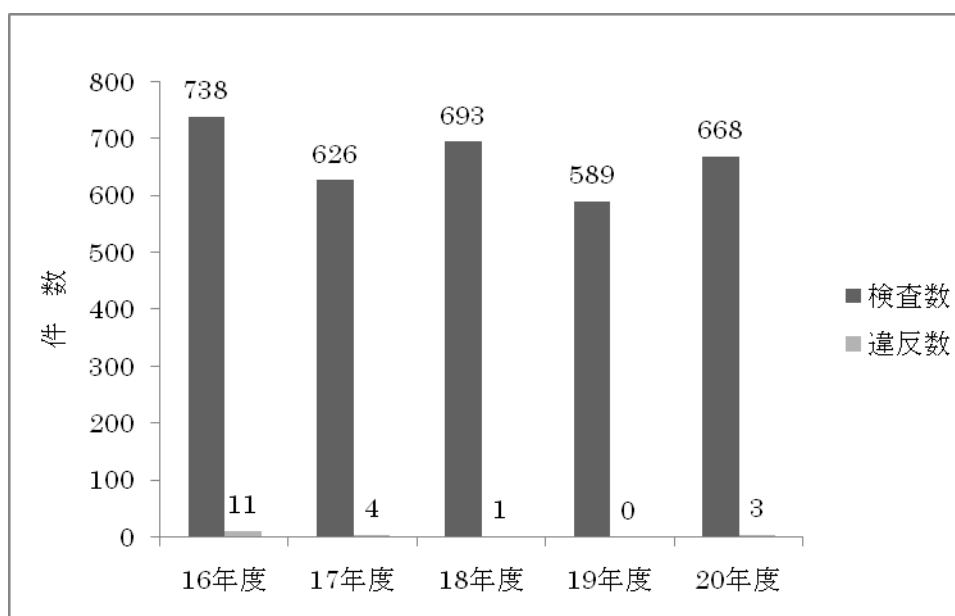


水路や過去に行った地下水検査のうち環境基準を超えている箇所などについても，要望や苦情等を受け必要に応じて検査を行っています。

## 3. 事業場からの排水の水質検査

事業場の排水に対する検査数と違反数は，図4のとおりです。事業場に対しては，設置している施設や排水量により，排水規制が行われており，本来，自らの責任で守る必要がありますが，一部の事業場からの基準を超えた排水により，河川やため池等を汚すことがあります。このため，抜き打ちでの立入調査により水質検査を行い，違反を確認した場合には改善を指導しています。

図4 事業場排水の検査数と違反数



事業シート（概要説明書）						
事務事業名		高松市勤労者福祉共済事業（愛称 ウェルぱる高松）				
担当部局		産業経済部	担当所属	商工労政課	担当係名 労政係	
事業開始年度		昭和51年度	根拠法令	高松市中小企業勤労者福祉共済条例および同施行規則		
実施方法 （該当するものすべてにチェック）		■直接実施				
		■業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者：穴吹エンタープライズ㈱）				
		□補助金（補助先：		実施主体：		
		□その他（				
事業概要		<p>市内の中小企業に働く勤労者の福祉の増進を図り、合わせて中小企業の振興に寄与することを目的とする。（4月1日現在加入事業所 699事業所、被共済者 7,295人）</p> <p>◎加入できる者…市内に主たる事業所を有する中小企業（従業者300人以下）の事業主</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被共済者 加入者が雇用している全ての従業者。ただし、臨時的・季節的従業者は除く。</li> <li>・掛金 被共済者1人につき月額700円（加入者が2分の1以上を負担する。）</li> </ul> <p>◎事業…福利事業、給付事業、貸付事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福利事業 日帰り旅行、泊旅行、文化・教養講座、各種講演チケット割引幹旋、スポーツ・レジャー施設、人間ドック、市内の映画館等を割引料金で利用できる。</li> <li>・給付事業 結婚、出産、入学、傷病見舞、退職せん別等10種類の給付金を支給</li> <li>・貸付事業 生活資金（限度額70万円、償還期間5年以内）、住宅資金（限度額600万円、償還期間20年以内）…百十四銀行との協調融資（百十四銀行への貸付金は、年90,000千円）</li> <li>・会報紙の発行 年8回程度発行。事業の案内だけでなく、新規会員事業所の紹介、決算状況などを写真等をたくさん活用した構成で発行。読み物としても親しまれている。</li> </ul>				
事業概要のうち委託内容等（再掲）		委託内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記事業のうち、福利事業の実施、会報紙の発行、新規加入者確保等の業務について、平成19年度から、高松テルサの指定管理者に委託を行っている。</li> <li>・被共済者の資格異動処理、掛金の収納、給付金の支出等については、地方自治法施行令等の規定により、委託ができない。</li> </ul>		
		委託先		<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <b>■その他（高松テルサの指定管理者(穴吹エンタープライズ㈱)）</b>		
事業の目的	対象 （誰・何を対象に）	・市内の従業者300人以下の中小企業に勤める勤労者等				
	手段 （予算、人材を使って行う内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業ではなかなか実施ができない、従業者の福利厚生を充実させるための事業を行う。</li> <li>・被共済者のニーズを的確に把握し、常に高い満足度が得られるように、勤労者福祉共済事業のサービスを拡大・充実させる。</li> <li>・新規加入者を獲得する。</li> </ul>				
	意図 （目指す成果） どのような状態にしたいのか 定量的に記入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業勤労者の余暇の充実や、給付金や貸付事業による経済的な支援を通じて、働きやすい環境づくりや、余暇の有効活用に基づく勤労意欲の醸成を図る。</li> <li>・福利厚生を充実させることで、人材確保を側面から支援し、市内の中小企業の振興を図る。</li> <li>・加入者の拡大を図る(目標 平成22年度末までに7,800事業所)ことで、事業の安定的な運営を確保する。そのための事業の広報手段や、会員確保対策の見直しを図る。</li> </ul>				
事業の必要性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の福利厚生については、(財)日本中小企業福祉事業財団(日本フルハップ)などが全国的に実施しているものがあるが、地域に密着した総合的な勤労者福祉共済事業としては、他に代替する制度がない。</li> <li>・本市の事業に関しては、年1回、事業主・被共済者代表20人で構成する実行委員会を開催し、事業への率直なご意見や新規事業への要望をいただいている。人気の高い事業は、募集定員を上回る応募があるなど、満足度は高い。</li> <li>・(社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(全福センター、本市も加盟)加盟197団体の運営方法は、第三セクターを事業主体として、自治体が補助を行う方式と、本市のような直営方式に分かれ、直営方式は、本市のほか、松山市、西宮市などである。全ての団体が、掛金は事業費や給付金で100%被共済者に還元しており、安い掛金で質の高いサービスを提供できることが、加入者・被共済者へ大きなメリット感を与えることとなっている。また、直営の場合は、同時に自治体が実施する事業であるという安心感も与えることとなっている。</li> </ul>				



		平成21年度（予算）		人件費					
コスト	事業費	107,555 千円 (貸付事業関係を除く)		}	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数		
	人件費	10,916 千円			職員構成				
	総計 (総事業費)	118,471 千円 (貸付事業関係を除く)			担当正職員	8,304 千円	1	人	
				臨時職員他	2,612 千円	1	人		
		年度	総額	財源内訳			委託料（再掲）		
総事業費 (財源内訳・単位千円)		H18(決算)	124,359	特定財源 (掛金・基金繰入金)	95,427	-			
		H19(決算)	119,131	特定財源 (掛金・基金繰入金)	89,832	19,109			
		H20(決算)	114,816	特定財源 (掛金・基金繰入金)	97,466	21,330			
		H21(予算)	118,471	特定財源 (掛金・基金繰入金)	97,950	25,472			
平成21年度 総事業費内訳		<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理事務費 2,931千円</li> <li>・給付事業費 45,675千円</li> <li>・福利事業費 25,472千円(委託料)</li> <li>・基金積立金 36,045千円</li> <li>・その他 8,348千円</li> </ul> ※給付事業の財源は、長期給付(永年勤続慰労金、退職せん別金)は、基金を取り崩して充当し、短期給付(結婚給付、入学祝金等)は当該年度の掛金から充当している。							
		項目	単位	H18年度	H19年度	H20年度			
事業実績		福利事業利用件数(会員証提示による割引利用は除く)	件	14,946	18,250	15,923			
		給付金支給件数	件	2,579	2,207	2,369			
単位当たりコスト (総事業費/事業実績)		事業利用1件当たり	円	7,100	5,800	6,300			
自己評価	実績評価 (目指す成果に対しての実績・達成度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度には、健康阿波踊り講座、日常お作法講座、高松ソウル往復利用補助など6事業、19年度には、陶芸講座、ジャイロキネシス講座、家庭用常備薬斡旋など8事業、平成20年度には、足もみ健康講座、ニューレオマワールドフリーパス券割引、歯科ドック受診助成など7事業を新規に実施し、被共済者から高い満足度を得ている。</li> <li>・被共済者数は、長年微減の傾向にあったが、平成19年度は増加し、今後に期待を持っていたところであったが、20年秋以降の景気の急激な悪化により、20人～40人規模の加入事業所の相次ぐ倒産、21年度新規採用者数の大幅な減少により、わずか6ヶ月間で、約200人減少した。しかし、21年度は、9月末現在で、既に15事業所、61人が新規加入しており、今後も引き続き会員確保に取り組んでいきたい。</li> </ul>							
	今後の方向性課題 ／ 改革案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度までは、職員の直接訪問による加入促進を行っていたが、18年度の実績として1ヶ月で500以上の事業所を訪問し、加入事業所がわずか2件と非効率的であることから、19年度から、被共済者等からの紹介(紹介者には謝礼進呈)と、業種など絞ってDMを発送し、数日後に電話で事業主に直接説明した後、訪問勧誘する方法に改めたことで、一定の成果を達成している。特に、被共済者等から紹介された事業所は、100%加入を達成していることから、今後は、委託先と連携し、既加入事業所を訪問して事業へのニーズを聴き取るとともに、紹介制度の説明を行い、加入事業所の獲得に努める。</li> <li>・事業主への周知のため、各種の組合や事業主団体の会合で説明を行うなど、積極的な広報活動を行う。</li> <li>・全福センター中四国ブロック加入の他の団体と、旅行事業や物販での共同事業を実施するなど、被共済者の満足度を高めるための諸事業、新規事業の開拓に積極的に取り組む。</li> </ul>							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・四国内の勤労者福祉共済事業の状況(平成18年度全福センター団体概要より)</li> <li>香川県(丸亀市・善通寺市の広域、336事業所、1,965人)</li> <li>徳島県(徳島県が県全域で実施、124事業所、28,000人、徳島市が実施、519事業所、2,137人)</li> <li>愛媛県(松山市、379事業所、2,673人)</li> <li>高知県(高知市・南国市の広域、715事業所、5,936人)</li> </ul>							
特記事項 (周辺環境の変化等)									

## ◎ 高松市中小企業勤労者福祉共済事業の概要

我が国の従業者300人以下の中小企業の割合は99.8%(高松市99.9%), 中小企業の従業者数は87.1%(高松市92.2%)

(平成18年事業所・企業統計調査)

大企業と中小企業の間には、企業内福利厚生において著しい格差がある。中小企業勤労者の生涯にわたる、総合的な福祉の充実を図る必要がある。

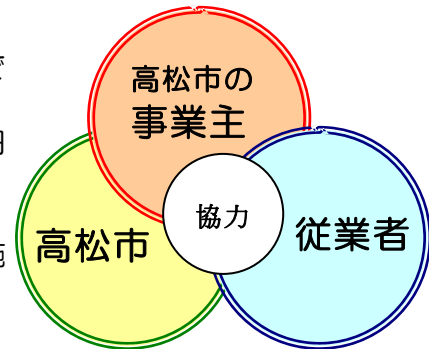
民間調査会社によると、勤労者が今の職場に対して抱いている不満の第3位に、「福利厚生が充実していないこと」が挙げられている。



自治体が支援する中小企業向けの福祉共済事業が、全国で行われている。

### 高松市中小企業勤労者福祉共済事業は…

- ☆従業者が1人以上300人以下の中小企業が加入できる。
- ☆事業主、従業者、高松市の協力により、月700円の掛金で大企業並みの福利厚生が実現。
- ☆入会金不要、掛金は給付金等で100%還元
- ☆福利事業、給付事業、貸付事業の3つの事業を実施
- ☆事業主、従業者の代表から意見を聞き、毎年新しい事業や企画に取り組んでいる。



### 福利事業(平成21年度)の内容

#### ■各種割引事業 (割引チケットの発行)

- プール ・市民プール・仏生山公園・福岡町プール・ウイザ讃岐 亀水運動公園・ループしおのえ温水プール(各170円～260円の割引)
- 温泉 ・塩江温泉さぬき温泉・行基の湯・香南楽湯(各200円～350円割引)
- 映画 ・ワーナーマイカルパスポート・指定映画館(800円～1100円の割引)
- スポーツ施設 ・高松テルサトレーニング室(100円～220円の割引)、ウイザ讃岐スケートリンク割引
- オレンジパーク・みかん・りんご狩り(325円～440円の割引)

#### ■旅行補助事業

- 四国カルスト雲の上ホテルと内子町散策 ●鳥取・因幡の祭典「世界砂像フェスティバル」
- 「馬籠宿」散策と善光寺・元善光寺参拝の旅 ●世界文化遺産・錦秋の苔寺と鈴虫寺
- 紅葉もゆる安芸の宮島と錦帯橋 ●東京ディズニーランド・ディズニーシーの旅(1泊2日)
- 沖縄・離島4島めぐりの旅(2泊3日)
- 横浜「開港・開国Y150」博とザ・リッツ・カールトン東京の旅(1泊2日)
- 高松ーソウル往復便利用補助

#### ■文化教養講座・スポーツ講座事業

- テーブルマナー、パソコン、カフェメニュー、陶芸、ワイン、手品、手作り布草履、洋菓子、正月飾りなど
- フェイスストレッチング、自力整体体操、フラダンス、ヨーガ、メタリックシンδροーム対策、ホウリング大会など

#### ■健康増進事業 人間ドック、歯科ドック、インフルエンザ予防接種助成、家庭用常備薬斡旋など

- 各種チケットの斡旋販売 ニューレオワールドフリーパス券、松竹新派名作劇場、劇団四季、狂言、コンサート等(ディズニーオンアイス、桂文珍、都はるみ、BEGIN、WAHAHA本舗など)

- その他割引契約施設 飲食店、カラオケ店、宿泊施設、自動車学校、英会話学校など多数

## 給付事業の内容

### ■お祝い金

・結婚 2万円 ・小中学校入学 1万円 ・出産 1万円

■死亡弔慰金(1親等以内の親族・1～2万円 本人・10万円)

■災害見舞金(1万円～5万円)

■永年勤続慰労金(被共済者期間5年・10年到達各1万円 20年, 30年到達時各2万円)

■退職せん別金(被共済期間3～5年・5千円 5～10年・1万円 10～15年・3万円  
15～20年・5万円 20～25年・10万円 25年以上・12万円)

■その他(勤労青少年奨学金・年額1万5千円 技能習得奨励金 5千円)

## 貸付事業の内容

### ■普通貸付(婚姻・出産・葬祭・療養・教育・災害のための必要資金)

・同一事業所で2年以上勤続 貸付限度額50万円～70万円 平成21年度貸付金利年3.4%

・償還期間 1年～5年以内

・その他 無担保で保証人は原則不要

### ■特別貸付(住宅の新築・増築の資金)

・同一事業所で5年以上勤続 貸付限度額600万円 平成21年度貸付金利年3.0%

・償還期間 20年以内

・その他 抵当権設定が必要

### ■事業実施の状況

※特に人気の高い事業は、テーブルマナー講座と、ディズニーオンアイスのチケット斡旋販売であり、常に募集定員の3～5倍程度の応募がある。

※ワーナーマイカルパスポート(映画の共通観賞券)助成は、上映中の作品を700円(通常1,800円)で観賞できることから人気が高い。

※旅行事業は、行き先(実行委員会で決定)によって参加者が大きく増減する。20年度事業では、しまね海洋館「アクアス」と石見銀山の旅に208人が参加したが、天璋院篤姫をたどる鹿児島の旅は、期待に反して19人の参加に止まった。

※陶芸教室の実施は、要望が多かったため、検討に数年を要したが、会場や指導者の確保ができたため、平成20年度から事業を開始し、好評である。

※ボウリング大会は、毎年200人以上の参加があり、予選を4回、決勝を1回開催している。優勝にはかなりのハイスコアが必要であることから、ボウリング講座開催の要望があり、今年度から実施している。

※事業の内容は、ブームにも影響され、一昨年まで実施していた和菓子講座は、一時募集定員の倍以上の応募があったが、次第に減少し、定員の半数程度となったため、取り止めた。このように、ニーズが高い事業を優先的に取り入れ、逆に流行を外れたり、利用者が少なくなった事業は廃止し、常時事業の入れ替えを行っている。

※カラオケのシダックス、英会話のイーオン、結婚相談のOMMG、東急インホテルチェーンなどと、新たに法人契約を締結し、被共済者証の提示(別カード作成の必要な場合あり)のみで利用できるサービスの拡大に努めている。

## ◎ 本市が直営で事業を運営する理由

・国の補助制度創設時に既に事業を実施しており、安定した運営ができていた。

・国の補助限度額(対象事業費の1/2, 限度額900～1,280万円)と、新規に公益法人を立ち上げる費用、電算システム構築および維持管理費用、必要な人件費・事務所経費等、新たに発生する財政支出額とを勘案して見送った。

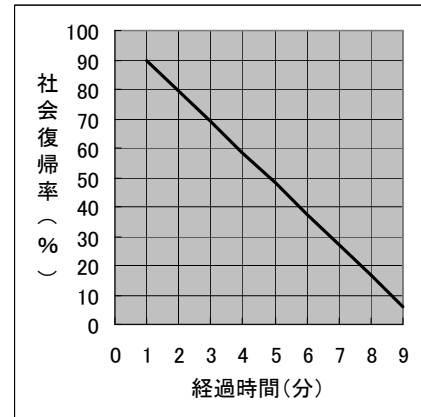
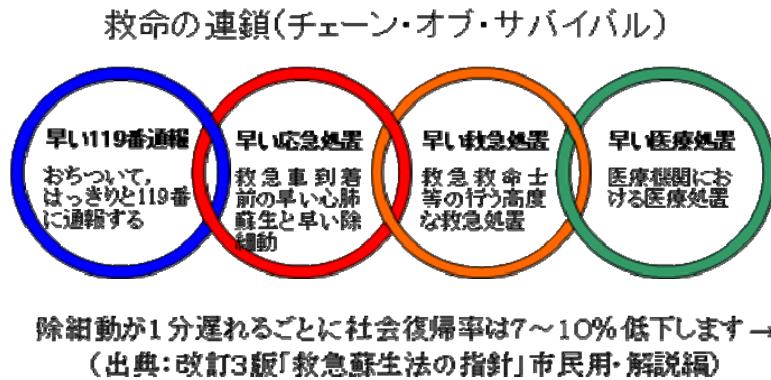
・基金(積立金)を保有していた。

⇒現状では、本市では現行どおり、直営、一部委託での事業実施を継続したいと考えている。

事業シート（概要説明書）																												
事務事業名	応急手当普及啓発活動事業																											
担当部局	消防局	担当所属	消防防災課	担当係名	救急救助係																							
事業開始年度	20	根拠法令	高松市応急手当普及啓発活動実施要綱																									
実施方法 (該当するものすべてにチェック)	■直接実施																											
	□業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）																											
	□補助金（補助先： 実施主体： ）																											
	□その他（ ）																											
事業概要	<p>急病や交通事故をはじめとする各種の救急事故が発生した場合に、救急隊が現場に到着する以前に、現場に居合わせた住民等により適切な応急手当が速やかに実施されることにより、傷病者の救命の可能性が高まり、また、重篤悪化の防止にもつながることとなります。多くの人命を救うために必要不可欠な応急手当を、広く市民に普及するため、平成6年に「高松市応急手当普及啓発活動実施要綱」を策定し、救急隊員を講師として講習会を開催していましたが、受講者の増加に伴い、本来の救急業務に支障を生じる恐れが出始めたことから、平成20年度からは、応急手当指導員資格を有する退職職員を再任用し、講習会に従事させることで、救急業務の円滑な推進と応急手当普及啓発の一層の促進を図っている。</p>																											
事業概要のうち委託内容等（再掲）	委託内容																											
	委託先	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他（ ）																										
事業の目的	対象 (誰・何を対象に)	本市および受託二町（綾川町、三木町）の住民、事業所従業員、学生等を対象にしています。																										
	手段 (予算、人材を使って行う内容)	救急隊員および再任用職員を講師として、応急手当講習会を開催し、知識・技能を普及している。																										
	意図 (目指す成果) どのような状態にしたいのか 定量的に記入	<p>多くの市民等が、応急手当に関する知識と技能を習得し、傷病者救護の社会的体制を整える。心肺機能が停止している人に対する、応急手当の実施率を上げることにより救命率の向上を図る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> <th>平成22年</th> <th>平成23年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通救命受講者数(人)</td> <td>3745</td> <td>3870</td> <td>4000</td> <td>4200</td> <td>4400</td> </tr> <tr> <td>応急手当実施率</td> <td>29.1%</td> <td>37.4%</td> <td>40.0%</td> <td>42.5%</td> <td>45.0%</td> </tr> <tr> <td>救命率</td> <td>8.06%</td> <td>13.15%</td> <td>14.30%</td> <td>15.45%</td> <td>17.00%</td> </tr> </tbody> </table> <p>救命率については、心肺停止患者の内、心原性の目撃ありの1ヶ月後の生存率を出しております。</p>					平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	普通救命受講者数(人)	3745	3870	4000	4200	4400	応急手当実施率	29.1%	37.4%	40.0%	42.5%	45.0%	救命率	8.06%	13.15%	14.30%	15.45%
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年																							
普通救命受講者数(人)	3745	3870	4000	4200	4400																							
応急手当実施率	29.1%	37.4%	40.0%	42.5%	45.0%																							
救命率	8.06%	13.15%	14.30%	15.45%	17.00%																							
事業の必要性	<p>救急車が到着するまでの時間に、素早的確な応急手当が行われることで、傷病者の予後に影響を与えます。幼少の頃から機会あるごとに応急手当の知識と技術を学ぶことは、いざの時に役に立ち、ひいては、相互扶助の社会作りにも貢献することとなる。救急活動のプロである消防職員が、経験や高度な技術により講習を行うことは、質の高い効果的な講習会につながっている。</p>																											

		平成21年度（予算）		人件費					
コスト	事業費	388 千円		}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数	
	人件費	16,917 千円			担当正職員	10,179 千円	1.8	人	
	総計 (総事業費)	17,305 千円			臨時職員他	6,738 千円	2	人	
総事業費 (財源内訳・単位千円)		年度	総額	財源内訳			委託料（再掲）		
		H18(決算)							
		H19(決算)							
		H20(決算見込)	17,227	一般財源					
		H21(予算)	17,305	一般財源					
平成21年度 総事業費内訳		<p>人件費 担当正職員 延講習時間1,068時間＝延日数133.5日（平均年間勤務日数240日の60%（年間稼働係数）） 5,655千円（平均年間給与）×0.6（年間稼働係数）×3人（従事救急隊員）＝10,179千円 臨時職員他（再任用職員） 3,369千円（年間給与）×2人＝6,738千円 事業費 388千円（修了証発行費用） ※テキスト等は医師会の無償提供</p>							
事業実績		項目	単位	H18年度	H19年度	H20年度			
		応急手当講習会受講人数	人	12,679	13,416	15,853			
単位当たりコスト (総事業費/事業実績)		応急手当講習会一人当たり	円			1,000			
自己評価	実績評価 (目指す成果に 対しての実績・ 達成度)	<p>応急手当講習会の受講済者は着実に増えており、今後についてもなお一層の普及による市民等の傷病者救護が期待できる。 過去3年間の救急患者のうち、心肺停止傷病者に対する市民等の応急手当実施率は、平成18年が24.4%、平成19年が29.1%、平成20年は37.4%と飛躍的に向上しており、平成20年における心肺停止傷病者の救命率は、本市では13.15%と全国平均の10.5%を大きく上回っている。</p>							
	今後の 方向性 課題 ／ 改革案	<p>再任用職員を活用し、応急手当普及啓発活動をより一層推進する。 休日夜間の講習会は正規の救急隊員が実施しており、円滑な救急活動を確保するうえでの課題となっている。 市民等を対象に応急手当普及員を育成し、市民から市民への普及を促進することが必要である。</p>							
比較参考値 (他自治体での類似事 業の例など)		<p>平成5年に総務省消防庁から「応急手当普及啓発活動の推進に関する実施要綱」が通知され、各自治体等においても実施されている。 法的に明確な実施機関が定められていないことから、日赤、公安委員会、学校等でも行われている。</p>							
特記事項 (周辺環境の変化等)		<p>平成16年7月からAED（自動体外式除細動器）が、市民にも使用できる機器となったことで飛躍的に講習希望者が増えており、市民が使用しての救命事例も報告されている。</p>							

## 応急手当の必要性



心臓や呼吸が止まった人の治療はまさに1分1秒を争います。上記の図を見てもわかるように、心臓や呼吸が止まった人の命が助かる可能性は、その後9分の間に急激に低くなって行きます。この時にまず必要なことは「すぐに119番通報する」ことです。119番が早ければ早いほど病院へ早く着きます。また、病院に到着するまでの間も、救急隊員による救命処置をより早く受けることが出来ます。

しかし、それだけでは十分ではありません。救急車が到着するまでには、平均7.3分(高松市20年)かかります。もし、救急車が来るまで手をこまねいては、助けられる命も助けられないこととなります。そこで、その場に居合わせた人による応急手当が必要となるのです。

## 応急手当講習会の内容

講習の種類	講習内容
応急手当講習会	3時間未満で応急手当の一部を学ぶコースです。それぞれのニーズに合った講習を行うことが可能です。
普通救命講習Ⅰ(3時間)	心肺蘇生、自動体外式除細動器(AED)の使用方法、窒息時の対応や止血処置を学ぶコースです。
普通救命講習Ⅱ(4時間)	上記の普通救命講習の内容に加えて、知識の確認と実技の評価を実施するコースです。AED設置事業所に勤務しているなどAEDを一定の頻度で使用する可能性のある方へお勧めのコースです。
上級救命講習(8時間)	普通救命講習Ⅱの内容に、傷病者管理、外傷の応急手当、搬送法を加えたコースです。
応急手当普及員養成講習(24時間)	普通救命講習等の指導要領を学ぶコースです。指導員の指導の基に講習会が開催出来るようになるコースです。
応急手当指導員養成講習(24時間)	応急手当に関する講習会すべてを実施することが出来るコースです。

普通救命講習Ⅰの過去5年間の実績

(人)

実施年	実施回数	対象者別講習人員						男性	女性
		消防団員	防火協会等	事業所	婦人防火クラブ	市職員	その他	合計	
16年	72回	16	92	587	38	110	798	969	672
								1641	
17年	96回	399	60	527	15	158	1011	1429	741
								2170	
18年	136回	179	59	1003	0	258	1511	1713	1297
								3010	
19年	157回	657	59	1171	42	234	1582	2504	1241
								3745	
20年	164回	518	55	1371	43	344	1539	2392	1478
								3870	
合計	625回	1769	325	4659	138	1104	6441	9007	5429
								14436	

平成6年に応急手当普及啓発活動実施要綱を制定し、応急手当講習会を積極的に実施し、なかでも普通救命講習Ⅰ（3時間）に力を入れており、1世帯1名の受講者を養成することを目標としているが、制度発足から受講済み者は2万人を超えている。

平成16年7月以降AED（自動体外式除細動器）が市民の誰でもが使用できる器械になってから、受講希望が飛躍的に増加をしてきている。

平成20年中 香川県下消防本部の実施状況

消防本部名	普通救命講習		上級救命講習		普及員講習		その他講習	
	回数(回)	受講数(人)	回数(回)	受講数(人)	回数(回)	受講数(人)	回数(回)	受講数(人)
高松市消防局	164	3870	1	18	1	20	294	11127
坂出市消防本部	39	604					68	2115
丸亀市消防本部	14	251					70	2506
善通寺市消防本部	19	220					17	594
三観広域消防本部	41	787	2	55			115	4538
仲多度南部消防本部	27	596					27	1409
多度津町消防本部	9	241					21	616
小豆地区消防本部	20	154					34	1044
大川広域消防本部	23	452					93	3525

事業シート（概要説明書）

<p align="center"><b>事業シート（概要説明書）</b></p>					
<p><b>事務事業名</b></p>	<p align="center"><b>生涯学習推進事業</b></p>				
<p><b>担当部局</b></p>	<p align="center"><b>教育部</b></p>	<p align="center"><b>担当所属</b></p>	<p align="center"><b>生涯学習センター 生涯学習課</b></p>	<p align="center"><b>担当係名</b></p>	<p align="center"><b>生涯学習センター業務係 生涯学習係</b></p>
<p><b>事業開始年度</b></p>	<p align="center">平成14年度</p>	<p align="center"><b>根拠法令</b></p>	<p>高松市生涯学習センター条例，高松市公民館条例 高松市コミュニティセンター条例</p>		
<p><b>実施方法</b> <small>（該当するものすべてにチェック）</small></p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 生涯学習センター</p>				
	<p><input checked="" type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者：46地区（校区）コミュニティ協議会）</p>				
	<p><input type="checkbox"/> 補助金（補助先： 実施主体： ）</p>				
	<p><input checked="" type="checkbox"/> その他（公民館6館への指導（逐次コミュニティセンターへ移行））</p>				
<p><b>事業概要</b></p>	<p>市民の多様化している学習要求に応えるため、各種講座を開催する。                      1. 生涯学習センター主催事業                      (1) 生涯学習カレッジ                      民間教育機関等では取り上げにくい家庭教育などの現代的課題や大学等と連携する専門的な講座                      (2) 生涯学習推進事業                      市民の学習成果の発表の場提供や市民の関心の高い教養・趣味の講座、イベントなどの開催                      (3) 市民参画促進事業                      市民等に現代的課題の講座の委託や生涯学習を推進・援助する人材を養成する講座等の開催                      2. 公民館およびコミュニティセンターでの主催事業                      公民館6館とコミュニティセンター46館で各種講座を開催                      公民館・コミュニティセンター講座，高齢者教室，女性教室                      3. 各ブロックでの主催事業                      コミュニティセンター・公民館を5つのブロックに分けて，ブロックごとに講座を開催                      ブロック別現代的課題講座</p>				
<p><b>事業概要のうち委託内容等（再掲）</b></p>	<p align="center"><b>委託内容</b></p>	<p align="center">講座の開催(企画・運営・管理)</p>			
	<p align="center"><b>委託先</b></p>	<p><input type="checkbox"/> 民間企業    <input type="checkbox"/> NPO    <input type="checkbox"/> 市民団体    <input type="checkbox"/> ボランティア  <input checked="" type="checkbox"/> その他( 地区(校区)コミュニティ協議会 )</p>			
<p><b>事業の目的</b></p>	<p><b>対象</b> <small>（誰・何を対象に）</small></p>	<p>市民</p>			
	<p><b>手段</b> <small>（予算，人材を使って行う内容）</small></p>	<p>全市域的な生涯学習の拠点施設である生涯学習センターにおいて，自主企画講座や大学等と連携した講座，市民等が企画・実施する講座等を開催する。                      また，地域住民の気軽な学習活動の場であるコミュニティセンターや公民館において，コミュニティセンター講座，高齢者教室，女性教室をコミュニティセンターの指定管理者である各地区(校区)コミュニティ協議会に委託して，高齢者や女性，広く一般市民を対象とした趣味・実技講座，環境や人権等に関する教養講座，ボランティア学習の講座等を開催する。                      さらに，ブロックごとに現代的課題をテーマとする講座を開催する。</p>			
	<p><b>意図</b> <small>（目指す成果） どのような状態にしたいのか 定量的に記入</small></p>	<p>市民の学習意欲に応えるため，生涯学習の機会を提供することにより，多くの市民がいつでも，どこでも生涯学習に参加できる環境づくりを目指したい。</p>			
<p><b>事業の必要性</b></p>	<p>市民の関心の高い講座を始め，民間教育機関等では取り上げにくい家庭教育などの現代的課題や大学等との連携による公開講座，自己が学習した成果を発表する場を提供する事業など，幅広い方法で講座を開催することにより，市民の学習需要や人材の育成に応える必要がある。                      また，地域においても，生活文化の振興や社会福祉の増進に寄与するため，主として青少年や成人に対して行われる組織的な教育活動は大切である。そのため，市民と行政が協働してコミュニティづくりを推進する中で，各種講座を開催することにより，地域の人材育成や市民の学習需要に応えることが必要である。</p>				



コスト	平成21年度（予算）		人件費			
	事業費	29,049 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	51,169 千円		担当正職員	33,465 千円	4.25 人
	総計 (総事業費)	80,218 千円		臨時職員他	17,704 千円	9.5 人
総事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	財源内訳		委託料（再掲）	
	H18(決算)	118,075	一般財源117,677	受講料 398	委託料 20,562	
	H19(決算)	116,729	一般財源116,215	受講料 514	委託料 20,412	
	H20(決算見込)	93,250	一般財源 91,826	受講料1,424	委託料 21,313	
	H21(予算)	80,218	一般財源 79,503	受講料 715	委託料 22,853	
平成21年度 総事業費内訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯学習センター主催事業 3,258千円 (生涯学習カレッジ講座費) 776千円 講師謝金 747千円 消耗品等 29千円</li> <li>(生涯学習推進事業) 1,605千円 講師謝金 605千円 パソコン賃借料等 831千円 関連図書購入代 39千円 消耗品等 130千円</li> <li>(市民参画促進事業) 877千円 講師謝金 261千円 センター遊友塾事業補助金 450千円 市民参画促進委託料 150千円 消耗品等 16千円</li> <li>人件費 30,145千円 (内訳) 正規職員 23,622千円 非常勤嘱託職員 6,523千円</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館開催分 3,078千円 (公民館講座) 2,601千円 講師謝金 @5,100円×85回×6館 (高齢者教室) 293千円 講師謝金 @46,000×6館 管理謝金 @2,700×6館 (女性教室) 184千円 講師謝金 @27,900×6館 管理謝金 @2,700×6館</li> <li>コミュニティセンター開催分22,703千円 (コミュニティセンター講座)19,115千円 講師謝金 @5,100円×85回×43センター @5,100円×31回×3センター (女木・男木・東谷地区) (高齢者教室) 2,241千円 講師謝金 @48,700×46センター (女性教室) 1,347千円 講師謝金 @30,600×44センター 高齢者教室終了証書用紙代 10千円</li> <li>人件費 21,024千円 (内訳) 正規職員 9,843千円 非常勤嘱託職員 11,181千円</li> </ul>			
合計	33,403千円	合計	46,815千円			
事業実績	項目	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	受講者数(センター主催事業)	人	8,806	10,219	9,384	
	受講者数(公民館・コミュニティセンター講座, 高齢者教室, 女性教室)	人	122,955	136,145	139,161	
単位当たりコスト (総事業費/事業実績)	受講者数(センター主催事業)	円	4,119	3,497	3,515	
	受講者数(公民館・コミュニティセンター講座, 高齢者教室, 女性教室)	円	665	595	433	
自己評価	実績評価 (目指す成果に対する実績・達成度)	<p>生涯学習センターでは、講座の開催回数や受講者数に変動はあるものの、学習機会の提供は推進されていると認識している。しかし、真に市民の学習意欲を向上させるような講座や地域で活躍する人材を育成する講座の開催については、より一層の取り組みが必要である。</p> <p>また、コミュニティセンターや公民館では、講座の開催回数・受講者数とも増加しており、学習機会の提供は推進されていると認識しているが、コミュニティづくりの推進のための講座や地域の人材の育成する講座については、より一層の取り組みが必要である。なお、教育活動という性格のため、講座の開催効果に関する評価が難しい。</p>				
	今後の方向性課題 ／ 改革案	<p>教育委員会としては、地域の実情に応じた活動がさらに推進されるよう、講座等を提供する生涯学習センター職員等の企画力・研究力を高めるとともに、コミュニティセンターへは、人材養成支援や学習情報の提供などに努めることで、地域における生涯学習の推進を図っていく。さらに、講座内容等教育活動を評価する方法を検討する。</p>				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)						
特記事項 (周辺環境の変化等)	<p>合併後の平成18年4月に52あった公民館のうち41館をコミュニティセンターへ移行。その後、20年4月には2館、21年4月には3館をコミュニティセンターへ移行し、現在は、公民館6館である。次年度以降、順次移行する予定。</p>					

## 生涯学習推進事業の概要

高松市では次の「学習圏」を設定し、市民の生涯学習を総合的かつ効果的に推進している。

### I 全市学習圏

全市域を対象としたもので、学習活動の拠点として、生涯学習センターがある。

○生涯学習センター主催事業(講座数・受講者数 平成20年度実績)

(1) 生涯学習カレッジ (22 講座 延 2,436 人)

ア 大学等公開講座

香川大学等と連携して新しい知識の習得を図る専門的な学習講座

【他の講座】個人生活に役立つ講座, 社会生活に役立つ講座

(2) 生涯学習推進事業 (97 講座 延べ 4,091 人)

ア 市民の学習成果の発表の場提供事業

市民に、これまでの学習成果を発表する場を提供するための講座

イ 商店街との連携事業

商店街の持つノウハウを生涯学習の分野に生かすための講座

ウ 企業等との連携事業

企業や個人事業者が生涯学習の観点から社会的貢献を図る講座

【他の講座】子ども教室, センター利用促進事業, 他団体や市各課との連携事業など

(3) 市民参画促進事業 (20 講座 延べ 2,857 人)

ア 市民参画促進委託事業

現代的課題に関する講座等をセンターで事業実績のある市民グループに委託する事業

イ 生涯学習コーディネーター養成講座

生涯学習関連施設において生涯学習を推進・援助するスタッフを養成する講座

ウ センター遊友塾事業

市民グループから公募し企画した現代的課題に関する講座を自ら実施する事業

### II 地区学習圏

地区ごとの学習圏で、学習活動の拠点として、地区公民館・コミュニティセンターがある。

○公民館およびコミュニティセンターでの主催事業(開催回数・受講者数平成20年度実績)

(1) 公民館・コミュニティセンター講座 (4,988 回 延べ 96,280 人)

ア 教養講座

環境問題, 人権学習, 男女共同参画の講座を必須に, 現代的課題に関する講座

イ 子どもの居場所づくり

学校休業日に児童, 生徒を対象に, 体験学習や地域との交流を深める講座

(2) 高齢者教室 (628 回 延べ 27,556 人)

高齢者の社会的能力を高めるとともに, 積極的に生きがいを求めて学習する講座

(3) 女性教室 (567 回 延べ 15,325 人)

女性の豊かな人間形成を培うとともに, 資質や能力の向上を図るための講座

### III ブロック学習圏

隣接するいくつかの地区学習圏を包括したもので、5つのブロック(東・西・南・北・中央)にまとめている。この学習圏は、地区学習圏における学習活動をより広域的に拡大するとともに、全市学習圏を支えるという役割を果たしている。

# 生涯学習推進事業

## 全市学習圏

大学等との  
連携事業

学習の発表  
の場提供

### 生涯学習センター主催事業

- ・生涯学習カレッジ
- ・生涯学習推進事業
- ・市民参画促進事業

企業、商店街  
公共団体等との  
連携事業

市民からの  
提案事業

## ブロック学習圏

- 隣接するいくつかの  
地区学習圏を包括したもの
- 活動内容
  - ・ブロック別現代的課題  
講座の開催

活動のノウハウ  
情報の提供（講  
座，講師）

## 地区学習圏

### コミュニティセンター46館

#### 市委託事業

- ・コミュニティセンター講座
- ・高齢者教室
- ・女性教室

### 公民館6館

- ・公民館講座
- ・高齢者教室
- ・女性教室

市民の  
参加

生涯学習機会の提供

市民の生涯学習の振興

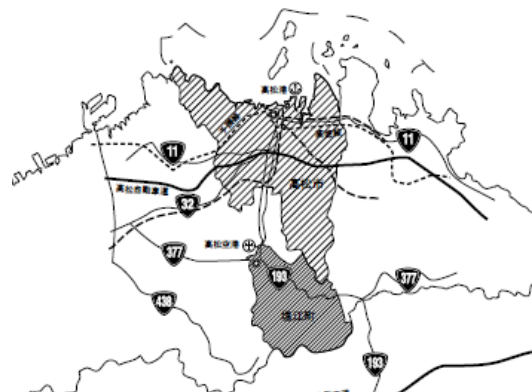
人材の育成

事業シート（概要説明書）					
事務事業名	塩江病院患者輸送バス運行事業				
担当部局	病院部	担当所属	塩江病院事務局	担当係名	庶務係
事業開始年度	昭和56年度	根拠法令	へき地保健医療対策実施要綱		
実施方法 (該当するものすべてにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施				
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）				
	<input type="checkbox"/> 補助金（補助先： 実施主体： ）				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
事業概要	<p>塩江地区等の山間・へき地地域に居住し、交通手段に乏しく、塩江病院への通院が困難な高齢者等の利便性の向上を図るとともに、通院手段を確保することにより、患者に必要な医療を提供するため、塩江地区や菅沢地区等をエリアとして患者輸送バス(マイクロバス)を運行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●路線数・便数 10路線, 12便/週(原則2便/日)</li> <li>●運行日 月曜日～土曜日</li> <li>●対象者 山間・へき地に居住し、交通手段に乏しく通院が困難な高齢者等</li> <li>●利用料金 無料</li> <li>●職員数 自動車運転士1名(平成21年度から再任用職員)</li> <li>●年間利用者数 4,425名(平成20年度実績)</li> </ul>				
事業概要のうち委託内容等(再掲)	委託内容				
	委託先	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他( )			
事業の目的	対象 (誰・何を対象に)	山間・へき地地域に居住し、交通手段に乏しく、塩江病院への通院が困難な高齢者等			
	手段 (予算, 人材を使って行う内容)	本市において、自動車運転士を雇用し、塩江病院患者輸送バスを運行する。			
	意図 (目指す成果) どのような状態にしたいのか 定量的に記入	交通手段に乏しく、塩江病院への通院が困難な高齢者等の利便性の向上を図るとともに、通院手段を確保することにより必要な医療を提供する。			
事業の必要性	<p>●過疎化と高齢化が益々進行していく塩江地区において、この事業は、高齢者等の利便性の向上を図るとともに、通院手段を確保することにより必要な医療を提供するほか、高齢者等の家族・親族に安心感をもたらすものであり、今後とも、事業実施の必要性は高い。</p> <p>事業実施に当たっては、山間地域での安全走行の確保や交通事故等不測の事態への対応などが、適切かつ確実に実施されることが担保されなければならない。</p> <p>事業を廃止した場合、通院手段がないため、外来診療を受けられない患者や受診抑制する患者が懸念される。</p>				

コスト	平成21年度（予算）		人件費				
	事業費	590 千円	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事職員数）		従事職員数	
	人件費	7,874 千円		担当正職員	7,874 千円	1	人
	総計 （総事業費）	8,464 千円		臨時職員他			人
総事業費 （財源内訳・ 単位千円）	年度	総額	財源内訳		委託料（再掲）		
	H18(決算)	8,090	一般財源		該当なし		
	H19(決算)	8,434	一般財源		該当なし		
	H20(決算見込)	8,529	一般財源		該当なし		
	H21(予算)	8,464	一般財源		該当なし		
平成21年度 総事業費内訳	燃料費 390,000円 車検代 150,000円 自動車保険料 50,000円 人件費 7,874,000円						
事業実績	項目	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	年間利用者数	人	5,280	5,002	4,425		
	1日当たり利用者数	人	18.0	17.3	15.5		
単位当たりコスト （総事業費/事業実績）	利用者1人当たり	円	1,532	1,686	1,927		
自己評価	実績評価 （目指す成果に 対しての実績・ 達成度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>この事業は、昭和56年度から実施し、人口の高齢化が著しい塩江地区の高齢者等に定着しており、直近3年度実績で、14,707人を送迎した。</li> <li>塩江病院は、地域の保健・医療・福祉の連携の拠点であり、この事業は、市民の健康保持に必要な医療の提供に一定の役割を果たしてきた。</li> </ul>					
	今後の 方向性 課題 ／ 改革案	<ul style="list-style-type: none"> <li>●今後の方向性や課題 この事業は、高齢者等に対する医療の提供に必要性が高く、今後とも継続する必要がある。しかしながら、利用者数が減少傾向にあること、道路が狭隘な地域の患者に対応できていないこと、代替運転士がいないことなどの課題がある。</li> <li>●改革案 今後、患者ニーズを踏まえた、効率・効果的な事業運営方を検討し、実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民（塩江町在住）アンケートの実施、普通自動車による送迎、運行ダイヤの見直し、代替運転士の確保など、新規利用者の獲得策や運行範囲の拡大検討</li> <li>・他病院における患者輸送バス事業の調査</li> </ul> </li> </ul>					
比較参考値 （他自治体での類似事 業の例など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他の自治体でも実施している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛媛県松野町国民健康保険中央診療所（中央診療所の出張所として設置している3つの診療所（各診療所とも週1日診療）の休診日に、中央診療所までのバスを運行している。）</li> <li>・高知県大月町国民健康保険大月病院（病院所有のバス（29人乗り）2台により月曜日から金曜日の間、町内6コースを運行し患者送迎を行っていたが、平成13年度からは生活交通バスによる混乗方式により患者送迎を行っている。）</li> </ul> </li> </ul>						
特記事項 （周辺環境の変化等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩江地区人口（平成21年9月1日現在人口3,278人）</li> <li>・高齢化の進行（平成21年9月1日現在高齢化率39.8%）</li> </ul>						

## 高松市塩江地区の概要

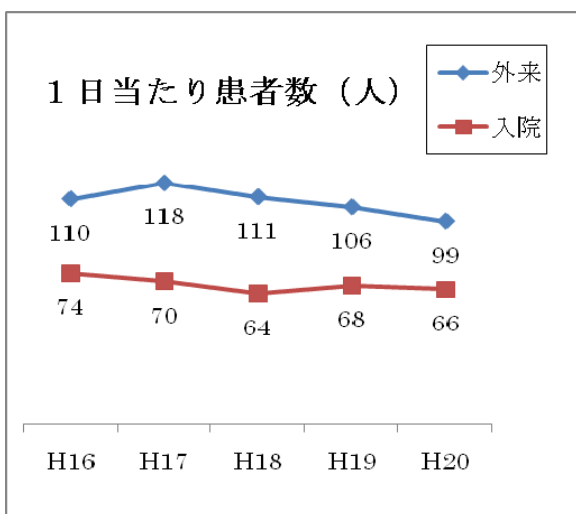
- 人口 3, 278人
- 高齢化率 39.6%
- 面積 80.1km<sup>2</sup>
- 山林割合 84.2%
- 公共交通
  - ・民間会社が、高松・塩江間で、1時間に上下各1便程度の路線バスを運行している。
  - ・本市が、塩江町コミュニティバス5路線（5～14便/日）を委託運行している。
  - ・町内では、1事業者（タクシー1台）が個人タクシーを運営している。



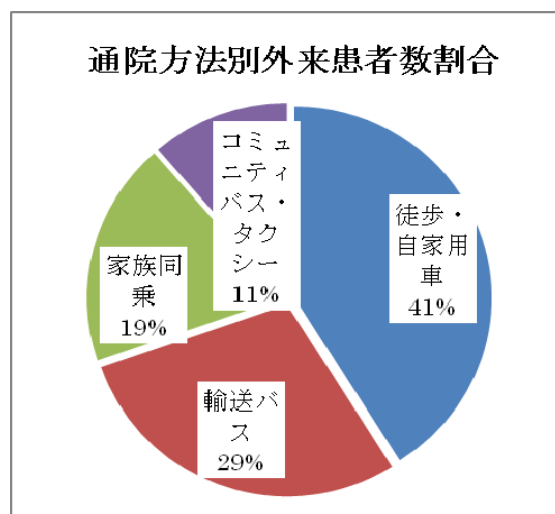
（人口、高齢化率、面積は平成21年9月、山林割合は平成12年のデータ）

## 高松市国民健康保険塩江病院の概要

- 開設年月日 昭和26年11月
- 診療科目 内科，外科，整形外科，リハビリテーション科，歯科
- 病床数(療養病床) 87床
- 特色
  - ・塩江地区における唯一の医療機関
  - ・温泉水を利用した回復期・維持期リハビリテーションの実施
  - ・往診や訪問診療の実施
  - ・訪問看護事業の実施
- 年間患者数(平成20年度実績)
  - 外来29,065人，入院24,206人
- 1日当たり患者数の推移



## ●通院方法別外来患者数割合



※調査期間：H21.4.20～5.20

## 患者輸送バス運行事業の概要

- 事業の目的 塩江病院への通院が困難な高齢者等の利便性の向上を図るとともに、通院手段を確保することにより必要な医療を提供する。
- 事業開始年度 昭和56年度
- 路線数 10路線
- 便数 12便/週（原則2便/日）
- 運行日 月～土曜日
- 対象者 交通手段に乏しく塩江病院への通院が困難な高齢者等
- 利用料金 無料
- バスの種類 マイクロバス（26人乗り）
- 担当職員数 1人（運転士）



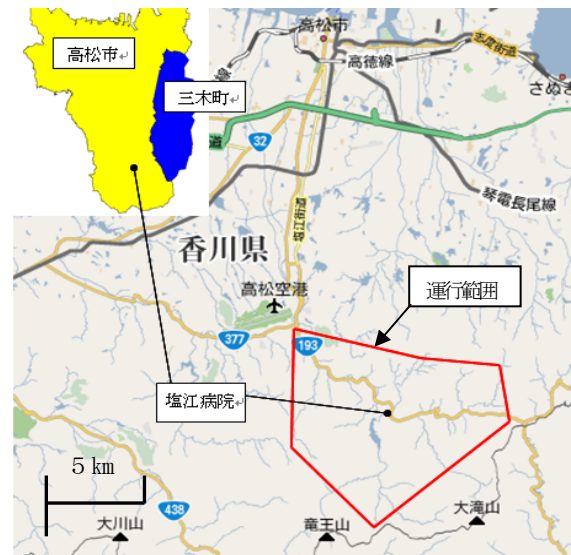
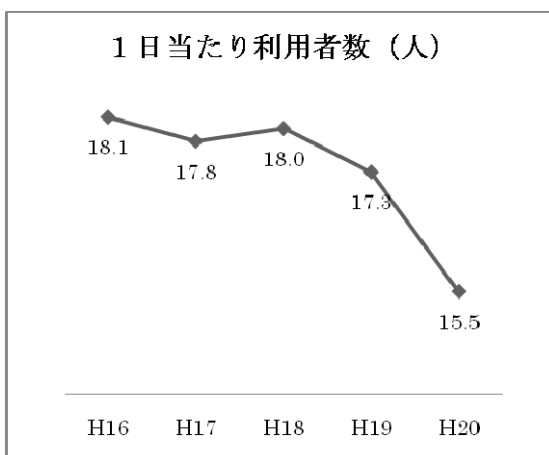
- 運行上の留意点

- ・運行に当たっては、利用者の身体状況等を考慮し、ドア to ドアでの乗降に配慮している。

- 年間利用者数(平成20年度実績)

4,425人

- 1日当たり利用者数の推移



- 課題

- ・利用者数が減少している。
- ・道路が狭隘なため、バスが進入できない地域の患者に対応できていない。
- ・代替運転士がいないため、担当職員が休暇を取得すると、バスが運休する。

- その他

- ・担当職員は、バス運行業務以外に、往診・訪問診療車の運転、窓口受付補助、施設の小修繕業務を担当している。

事業シート（概要説明書）					
事務事業名	高松市民健康まつり				
担当部局	健康福祉部	担当所属	保健センター	担当係名	地域保健係
事業開始年度	昭和60年度	根拠法令	健康増進法		
実施方法 (該当するものすべてにチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施				
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）				
	<input type="checkbox"/> 補助金（補助先： 実施主体： ）				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
事業概要	<p>高松市の健康づくり推進プラン「健やか高松21」は、すべての市民が健やかで、心豊かに暮らすことのできる活力ある社会とするため、「壮年期（働き盛り）の死亡の減少」、「健康寿命の延伸」および「生活の質の向上」の実現を目的としており、プランの実現に向けた取組みのひとつとして、高松市民健康まつりを位置づけている。</p> <p>高松市民健康まつりは、市民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進する場として、昭和60年度から開催し、今年度で25回目を迎えており、平成13年度からは、毎年9月の第1日曜日の「高松市民健康の日」に併せて開催している。</p> <p>開催に当たっては、高松市医師会・歯科医師会・薬剤師会、保健委員会連絡協議会・食生活改善推進協議会の後援団体と協働し、連携を図りながら開催している。</p> <p>注) 健康寿命：認知症や寝たきりなど介護が必要な状態にならず、明るく元気に、自立した生活を送ることのできる期間のことをいいます</p>				
事業概要のうち委託内容等(再掲)		なし			
	委託先	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他( )			
事業の目的	対象 (誰・何を対象に)	市民			
	手段 (予算、人材を使って行う内容)	保健センターにおいて、その時々にあった市民のニーズや健康課題をテーマとし、健康づくり意識啓発のため健康情報の展示、健康チェックおよび生活習慣病（メタボリックシンドローム予防含む）や介護予防のための、運動、食事などについての体験参加型の催しを行い、主体的に健康づくりを実践できる方法等を提案する機会としている。			
	意図 (目指す成果) どのような状態にしたいのか 定量的に記入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い年齢層の市民が主体的に健康づくりを実践できることをめざす。</li> <li>・「自分は健康だ」と思える主観的な健康観を持つ市民を増やす。</li> <li>・壮年期死亡の数を減らす。</li> </ul>			
事業の必要性	<p>高松市民健康まつりは、高松市の健康づくり推進プラン「健やか高松21」の目標達成のため、具体的な健康づくりに役立つ情報等を提供する機会であるが、社会の健康ブーム等の背景もあり、マスメディア等を通じて、多種多様な健康づくりに関する情報が溢れるなかで、個人にあった情報がうまく活用できているか検討が必要となっている。</p> <p>高松市民健康まつりは、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むきっかけづくりを担うとともに、実際に健康チェックをして、自己の健康度を知り、医師・歯科医師・薬剤師・保健師・栄養士・歯科衛生士・理学療法士・健康運動指導士等による多方面にわたる健康相談が気軽にでき、各種の健康づくりを体験したなかで、自分にあった健康づくりを考える場となっていることから、必要性は高い。</p>				

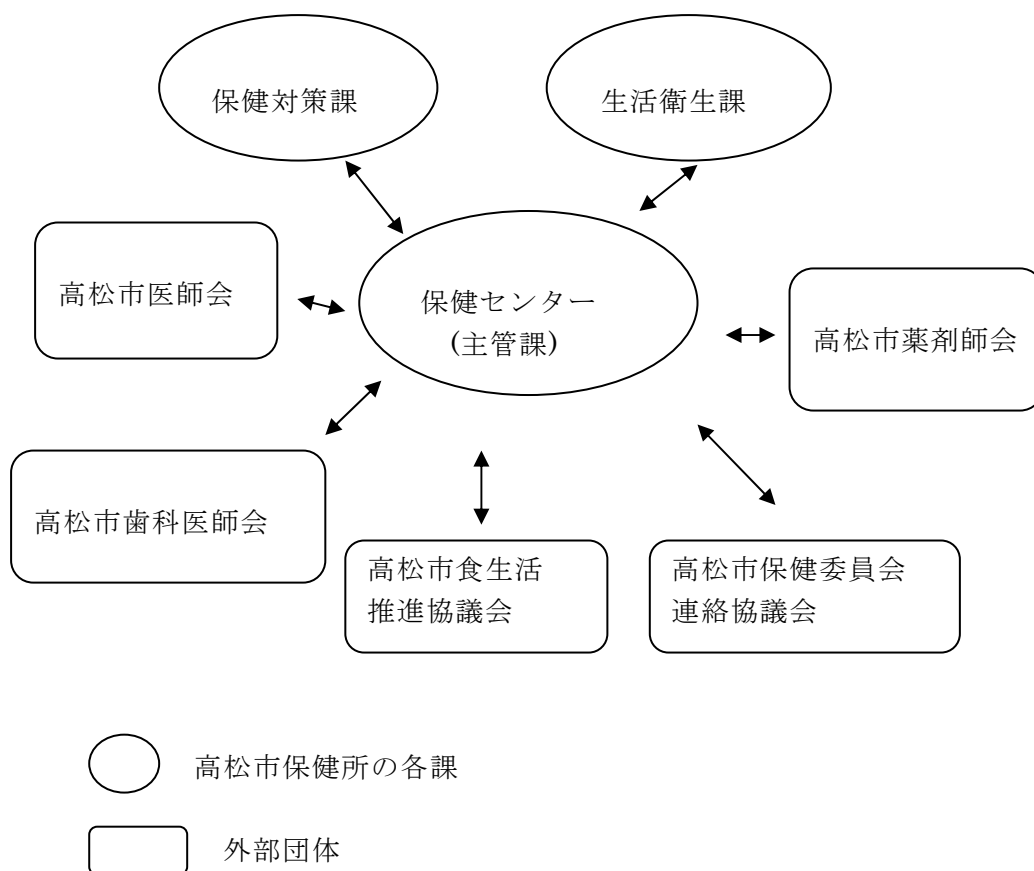


コスト	平成21年度（予算）		人件費													
	事業費	604 千円	}	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事 職員数）	従事職員数										
	人件費	4,862 千円		担当正職員	4,396 千円	134	※ 人日									
	総計 （総事業費）	5,466 千円		臨時職員他	466 千円	60	※ 人日									
総事業費 （財源内訳・ 単位千円）	年度	総額	財源内訳		委託料（再掲）											
	H18(決算)	5,100	一般財源	単独												
	H19(決算)	4,996	一般財源	単独												
	H20(決算見込)	4,938	一般財源	単独												
	H21(予算)	5,466	一般財源	単独												
平成21年度 総事業費内訳	事業費 単位 千円															
	各コーナー講師謝礼金	283	シンポジウム講師等謝礼金	15	文具等消耗品	50	各コーナー使用医薬品等	52	案内等の郵便料	4	駐車場管理費用等	95	測定装置の借り上げ料等	105	小計	604
	人件費															
				4,862												
	総計	5,466														
事業実績	項目	単位	H18年度	H19年度	H20年度											
	健康まつり参加者数	参加人数	1,950	1,420	1,650											
単位当たりコスト （総事業費/事業実績）	健康まつり参加者一人当たり	円	2,620	3,520	2,990											
自己評価	実績評価 （目指す成果に 対しての実績・ 達成度）	<p>1 幅広い年齢層の市民が主体的に健康づくりを実践できることをめざす。 健康相談や啓発・健康チェックなどにより、自分の健康状態を把握でき、主体的健康づくりの動機づけとなった。 なお、96.7%の参加者が満足していると回答あり。</p> <p>2 「自分は健康だ」と思える主観的な健康観を持つ市民を増やす。 健康まつりの参加者の86.6%が「自分は健康だ」と思っており、健康まつりの参加により、一層健康感を高めることができた。</p> <p>3 壮年期死亡の数を減らす。 市の死亡原因の第1位であるがんをテーマに取り上げ、がん予防のシンポジウムを開催した。 地区保健委員会・食生活改善推進協議会の健康づくり団体も参加し、個人の立場・地区組織・行政としてできることなどを確認し、健康なまちづくりに向けて取り組む意識を高めることができた。</p>														
	今後の 方向性 課題 ／ 改革案	<p>高松市民健康まつりは、保健センターを中心に市民の健康づくりの意識啓発事業として、重要な位置づけのもとで、毎年企画の段階より総力を挙げて取り組むとともに、高松市医師会・歯科医師会・薬剤師会、保健委員会連絡協議会・食生活改善推進協議会の後援団体との協働で、その時々に応じた市民のニーズや健康課題をテーマに掲げ、健康情報の展示、健康チェック、運動、食事、禁煙などについて、体験参加型の催しを行い、主体的に健康づくりを実践できる事業を実施してきた。今後は、「健やか高松21」推進部会の団体等と協働・連携を図り、「健やか高松21」の目的達成に沿った内容等を検討し、充実を図っていきたい。</p>														
比較参考値 （他自治体での類似事 業の例など）	<p>松山市：「みんなの生活展」の開催。生活・環境と健康にスポットを当て、市民参画まちづくり事業として街中のアーケード街で実行委員会で実施。保健所として、健やか推進計画のPRや健康クイズ等を出展。</p> <p>徳島市：「ふれあい館まつり」の開催。保健センターが配置されているふれあい健康館で糖尿病を中心として実施。</p> <p>倉敷市：「いきいきふれあいフェスティバル」の開催。保健・福祉の行政とボランティア団体との協働で、実行委員会で実施。市立体育館で、保健所コーナーを設置。</p> <p>福山市：「健康ふくやま21健康フェスティバル」の開催。「健康ふくやま」の策定後、名称変更し実行委員会で実施。市立体育館で福祉まつりと合同。</p>															
	特記事項 （周辺環境の変化等）															

○ 平成 21 年度市民健康まつり事務手順

月	内 容
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者会開催（関係職員）</li> <li>・開催要領や予算書等の作成</li> <li>・関係機関(医師会・歯科医師会・薬剤師会等)との調整</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各コーナー別内容の決定と作業開始</li> <li>・必要物品等の準備</li> <li>・広報等による周知啓発手段の検討</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウム打ち合せ</li> <li>・広報等による市民への周知</li> </ul>
9月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会式，「みんなで取り組むがん予防」をテーマに記念講演，シンポジウムの開催</li> </ul>
9月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健センターで市民健康まつりの開催</li> <li>・参加者へのアンケート調査</li> </ul>
10	反省会（評価・次年度実施計画立案・予算（案）作成）

○ 実施体制・協力機関





# 高松市民健康まつり

～健康長寿をめざそう！～

1 平成21年9月3日（木） 午後1時30分～3時30分

テーマ 「みんなで取り組むがん予防」

基調講演とシンポジウム：市役所大会議室



大学教授による基調講演



シンポジストの皆さん

2 平成21年9月6日（日） 午前10時～午後3時

於：高松市保健センター



◎運動体験コーナー

簡易体力測定、カラダを元気にする体操、ウォーキング、リラクゼーション体験



◎はじめてのパパママ教室

妊婦体験・お風呂の入れ方など主にパパが体験



◎食と健康コーナー

食改さんの郷土料理や手作りおやつ試食



◎こどもと大人の歯科健診

歯みがき指導・虫歯菌や口臭テストなども

事業シート（概要説明書）					
事務事業名	高松市ボランティア・市民活動センター管理運営業務委託事業				
担当部局	市民政策部	担当所属	地域政策課 市民協働推進室	担当係名	三木泰樹
事業開始年度	平成16年度	根拠法令	高松市ボランティア・市民活動センター規則		
実施方法 (該当するものすべてにチェック)	<input type="checkbox"/> 直接実施				
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者:NPO法人たかまつ市民活動応援団)				
	<input type="checkbox"/> 補助金(補助先: ) 実施主体: )				
	<input type="checkbox"/> その他( )				
事業概要	<p>高松市ボランティア・市民活動センターは、市民と行政がともに考え、ともに活動する「協働」の場・拠点を目指し、公益的な活動を行うNPO等への支援を行っています。また、NPOと行政等との中間支援組織としての専門性、柔軟性、総合性等を担保するため、その管理運営をNPO法人に委託する中で、中立的な立場で各種事業を実施しています。</p> <p>施設の概要は下記のとおりです。 所在地：高松市田町4番地15(中央商店街内) 鉄骨造4階建ての1階部分を賃借 面積：約95.55㎡ 施設内容：フリースペース、掲示板、裁断機、紙折機(ここまでは無料)、コピー機と軽印刷機(有料)</p>				
事業概要のうち委託内容等(再掲)	委託内容	同センターの管理(開館日：平日10:00-19:00, 土・日曜・祝日10:00-17:00, 休館日：毎週月曜, 年末年始)およびセンターの事業(相談、情報収集・提供、調査・研究、研修、交流・コーディネート、その他)運営			
	委託先	<input type="checkbox"/> 民間企業 <input checked="" type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他( )			
事業の目的	対象 (誰・何を対象に)	NPO, 市民, 公益活動を行う事業者			
	手段 (予算, 人材を使って行う内容)	センターが有する7つの機能(①活動拠点機能, ②情報収集・提供機能, ③広報・啓発機能, ④学習・研修機能, ⑤相談機能, ⑥交流・コーディネート機能, ⑦調査・研究機能)を通して, NPO等の活動を支援しています。 適切かつ効果的な支援活動ができるよう, 利用者へのアンケート結果や参加者の意見等により, センターの運営スタッフや受託NPO法人等が十分に話し合って決定しています。			
	意図 (目指す成果) どのような状態にしたいのか 定量的に記入	地域課題や市民ニーズが複雑化・多様化・専門化しており, 公平・平等を活動の基本原則とする行政だけでは, 効果的・効率的に解決できない問題が増えています。センターの様々な活動を通じて, 市民の皆様に協働についての理解を深めていただくとともに, NPOの力量形成を図り, 地域課題を地域の人たちが, 自らの問題として捉え, 解決に向けて取り組むとともに, NPO等が新たな市民サービスの提供を担うなど, 市民自らのまちづくりを目指します。			
事業の必要性	<p>阪神・淡路大震災を契機に, ボランティアや市民活動に対する理解が深まる中, 本市においても, 平成13年1月に, NPOの支援や協働の推進の機能を持つ「高松市ボランティア・市民活動センター」を市民が気軽に立ち寄れる中央商店街内に設置するとともに「NPOと行政との協働に関する基本方針・基本計画(H13.4)」を策定し, 本市の協働推進の考え方と全庁的推進方針を明らかにしました。</p> <p>平成21年9月現在, 同センターのような中間支援組織は全国に290か所(NPO法人日本NPOセンター資料)ありますが, 同様の施設は, 香川県内には, 同センターの1か所のみであり, 事業を廃止した場合, 香川県や民間による設置の動きもないことから, 全国で唯一の中間支援組織がない県となり, NPOの支援や協働の推進に関する施策が滞ることが予想されます。</p>				

コスト	平成21年度（予算）		人件費				
	事業費	9,867 千円	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数	
	人件費	788 千円		担当正職員	788 千円	0.1	人
	総計 (総事業費)	10,655 千円		臨時職員他			人
総事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	財源内訳			委託料(再掲)	
	H18(決算)	10,257	10,257	一般財源		9,496	
	H19(決算)	9,796	9,796	一般財源		9,004	
	H20(決算見込)	10,580	10,580	一般財源		9,799	
	H21(予算)	10,655	10,655	一般財源		9,867	
平成21年度 総事業費内訳	<p>高松市は委託料として9,867千円を支払い、委託契約を締結しています。                      受託団体は、事業収入として、本市からの委託料に加え、広告料：30千円、受講料：32千円、収入合計9,929千円としています。                      この事業収入に対し、人件費：7,839千円(正規職員3人、アルバイト1人)、光熱水費等：1,172千円、事業費：668千円、予備費(災害発生時の緊急対応経費)：250千円、支出合計9,929千円の予算を組んでいます。事業費の内訳は、情報収集提供事業：87千円、広報啓発事業：208千円、学習研修事業：108千円、交流コーディネート事業：210千円、調査研究事業：16千円、その他：39千円となっています。</p>						
事業実績	項目	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	センター情報紙「コラボたかまつ」等発行事業 (発行部数)	部	8,000	8,000	7,000		
	研修事業(参加人数)	人	135	157	122		
	交流事業「わいわい会」開催事業(参加人数)	人	163	89	63		
単位当たりコスト (総事業費/事業実績)	センター情報紙「コラボたかまつ」等1部当たり	円	28	25	18		
	研修事業参加者1人当たり	円	522	145	1,029		
	交流事業「わいわい会」参加者1人当たり	円	92	189	774		
自己評価	実績評価 (目指す成果に 対しての実績・ 達成度)	<p>本市では、審議会として、NPO関係者や市民活動に関する有識者、公募委員等で組織した「高松市NPOと行政との協働づくり委員会」を設置し、本市の協働に関する事業評価のほか、同センターの管理運営および事業の評価を行っていただいています。                      同委員会からは、平成20年度と同センターの実施事業等に対し、100点満点換算で77点、「ほぼ所期の目的を達している」との評価をいただいています。また、新しいスタッフへの研修の充実や合併地区のNPO等へ同センターをアピールする事業展開の必要性など、個別の指摘事項にはその都度、適切に対応しているところであります。                      なお、これらの評価はすべて市民協働推進室のホームページ上で公開しています。</p>					
	今後の 方向性 課題 ／ 改革案	<p>上記の委員会の20年度事業に対する評価等を参考に、今後の改善点として次の3点を推進していきます。                      ①地域コミュニティにおける地域の各種団体とNPOとの交流・協働を促進するため、センター職員が積極的に各地のコミュニティ協議会等へ出向くとともに、その成果を把握し、共有すること。                      ②企業との連携事業として、現在同センターが行っている、企業から提供された資材を必要とするNPOに提供するマッチング事業について、更に工夫を加え活性化すること。                      ③NPOの力量形成を図る人材養成事業において、コミュニティビジネスの視点を盛り込むこと。</p>					
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>本市と同様、市が設置しNPOへ管理運営を委託している高知市市民活動サポートセンターの場合、本市のフリースペースのみに対し、大小の会議室と作業室も整備するなど、施設の拠点性が充実しています。高知市市民活動サポートセンターの20年度の来館者数は本市の2,357人に対し、12,967人と5倍以上になっており、事業内容等も異なる中、一概には言えませんが、施設の拡充等の必要性を感じています。</p>						
特記事項 (周辺環境の変化等)	<p>災害発生時には、同センターは、高松市地域防災計画に基づき、災害救援ボランティア本部を設置する災害ボランティア団体等に対し、被災状況の情報提供を速やかに行うとともに、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるなど、災害ボランティアの活動が円滑・効果的に行えるよう様々な支援活動を行うことが求められます。平成16年の高潮による被災時には、県内では最も早期に災害ボランティアの募集を行った実績があります。</p>						

## ■NPO 法人の設立状況

NPO 法人は、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した特定非営利活動法人の一般的な総称です。平成 21 年 7 月現在で、全国に約 38,000 法人（内閣府資料）あり、香川県内に 225 法人、高松市内に 116 法人（香川県資料）あります。人口規模（香川県：約 100 万人、高松市：約 43 万人）からは、いずれも全国平均をやや下回る設立状況になっています。なお、本市の協働の対象とする NPO は法人格の有無を問いません。

## ■中間支援組織について

中間支援組織は、NPO を育てるインキュベーター（孵卵器、保育器）と比喻されたり、各種資源を提供する側と NPO との仲介者という意味でインターメディアリーと呼ばれるもので、NPO を支援する NPO のことを指します。NPO の整備のための相談窓口を持つなど、NPO への支援を主目的として発足していますが、NPO と NPO、NPO と行政、NPO と企業などの間に立って、そのパイプ役として中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織で、市民活動や協働の促進に際し、このような機関の存在は、欠かすことができません。平成 21 年 9 月現在、全国で、NPO が設立した組織が 70、社会福祉協議会が設立した組織が 11、自治体が設立した組織が 209、計 290（日本 NPO センター資料）あります。

## ■中間支援組織の運営について

高松市が設置する中間支援組織「高松市ボランティア・市民活動センター」の場合、設置時には、運営を委託できる民間団体が存在しなかったため、直営で運営していましたが、センターの専門性、柔軟性、総合性等をいかし、センターの持つ 7 つの機能がより充実したものとなるよう、管理運営を平成 16 年度から NPO 法人に委託しています。

なお、委託に当たっては、企画公募を行い、「高松市ボランティア・市民活動センター管理運営法人選考審査委員会」が書類と公開プレゼンテーションによる審査で受託団体を選考しました。

## ■高松市ボランティア・市民活動センターの 7 つの機能について

### ① 活動拠点機能

センター内のフリースペースや複写機等を広く開放しています。

### ② 情報収集・提供機能

市民活動関連情報および助成金情報の収集・提供、ホームページの管理・運営

### ③ 広報・啓発機能

情報誌「コラボたかまつ」の発行（季刊）、メルマガの発行（月 2 回）など

### ④ 学習・研修機能

NPO のためのスキルアップ講座、協働推進人材養成講座、職員に対する研修など

### ⑤ 相談機能

NPO サポート相談や一般相談の実施

### ⑥ 交流・コーディネート機能

NPO 等の交流の場「わいわい会」を随時開催しています。20 年度以降においては、合併地区等の NPO との交流を進めるため、合併地区に出向いての「わいわい会」の開催のほか、企業から提供された物資を収集し、必要としている NPO に提供するマッチング事業などを実施しています。

### ⑦ 調査・研究機能

地域の課題に積極的に取り組む市民活動を促進するための調査・研究を行っています。20 年度においては、NPO と地縁団体の協働の事例を取材し、これを紹介しています。

■高松市ボランティア・市民活動センター管理運営法人選考審査委員会（16年度）  
【委員名簿】

分野	氏名	役職
学識経験者	清國 祐二	香川大学生涯学習教育研究センター助教授
	明石 安哲	四国新聞社論説副委員長
NPO関係者	柘植 敏秀	NPO法人高松まちづくり協議会理事
	藤田 浩子	夕映えの会(認知症の介護者の支援等)世話人代表
行政関係者	熊野 實行	高松市市民部長

■センターの運営について

毎月、受託団体（※NPO 法人たかまつ市民活動応援団）や運営スタッフと市との定例会を開催し、センター事業や管理について協議しながら運営を行うとともに、本市の審議会である「高松市 NPO と行政との協働づくり委員会」において事業評価を行っています。

※NPO 法人たかまつ市民活動応援団について

市民活動の活動基盤の強化、市民活動団体・企業・行政のパートナーシップの推進強化、市民自らがつくる市民サービス創出などの支援を行うことで、人が人として尊重される自立した市民社会の実現を目指すことを設立の目的として、平成16年1月29日設立認証されています。

■高松市 NPO と行政との協働づくり委員会について（20年度）

高松市ボランティア・市民活動センターの管理運営委託についての事業評価や、高松市協働企画提案事業の実施方法や方向性等について、学識経験者や NPO 関係者等から意見をもらい、今後のよりよい協働推進の参考とするため年2回程度開催しています。

【委員名簿】

分野	氏名	役職
学識経験者	田中 豊	香川大学大学院地域マネジメント研究科教授
NPO関係者	渡辺 久美子	ボランティア団体「点字サークル・ライト」代表
	星川 叔子	県社会教育委員、青少年問題協議会委員ほか
公募委員	渡辺 清和	
行政関係者	豊島 貴子	香川県総務部県民活動・男女共同参画課課長補佐

■高松市の協働に関する推進体制について

- 高松市ボランティア・市民活動センター設置(H13. 1)
- NPO と行政との協働に関する基本方針・基本計画の策定(H13. 4)
- NPO と行政の協働を進めるための指針の策定(H15. 11)
- NPO と行政との協働に関する基本計画〔改訂版〕の策定(H19. 4)
- 協働のまちづくり推進本部

平成 11 年度に、市民活動の促進と協働の推進を総合的・計画的に行うため、ボランティア・市民活動支援推進本部を設置。平成 20 年度に、このボランティア・市民活動支援推進本部と地域コミュニティづくり推進本部を統合した「高松市協働のまちづくり推進本部」を設置し、地域コミュニティ施策と NPO 施策との連携を図る中、「参加・協働で進めるコミュニティを軸としたまちづくり」を総合的に推進しています。

○協働推進員制度

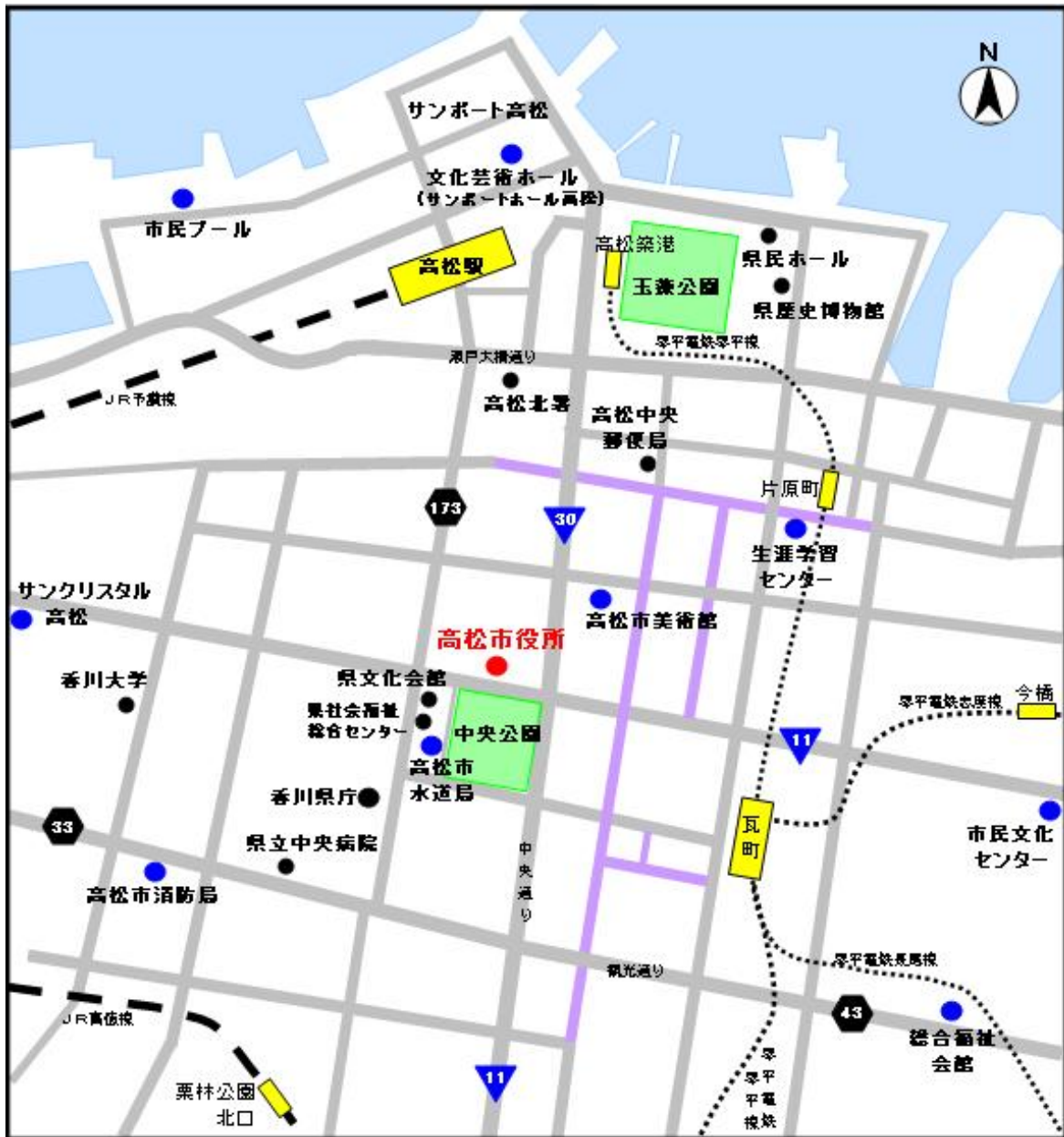
各課、支所・出張所に1名以上の協働推進員を配置し、協働の視点から事業を見直したり、NPO からの提案に適切に対応するなど、市民との協働を推進しています。

メ 毛 欄

A large, empty rectangular box with rounded corners, intended for writing or drawing. The box is defined by a thin black border and occupies most of the page's vertical space.



## 高松市役所周辺案内図



### 《 交通アクセス 》

- JR高松駅から徒歩約15分
- 琴平電鉄瓦町駅から徒歩約10分
- ことでんバス五番町バス停下車徒歩約1分
- ことでんバス市役所前バス停下車徒歩約1分

### 《 駐車場のご案内 》

- 高松市中央駐車場（中央公園地下駐車場）

## 新型インフルエンザに関するお願い

- ★ 出入り口に「消毒液」を設置しておりますので、ご利用ください。
- ★ 発熱や咳などの症状があり、体調が悪いときは、傍聴を見送られますようお願いいたします。
- ★ 咳が出る場合などは「咳エチケット」の励行を心がけてください。

ご協力をお願いいたします。

「咳エチケット」とは

- 周囲の人からできるだけ離れてください。  
咳やくしゃみのしぶきは約2メートル飛ぶと言われています。
- 咳やくしゃみをするときは、他の人から顔をそらせ、ティッシュなどで口と鼻を覆いましょう。
- 咳やくしゃみを抑えた手を洗いましょう。
- マスクを着用してください。